

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
— 4 月 17 日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2 年 4 月 16 日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。

各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておられません。

申告実績を見ると、自宅からの e-Tax による申告の増加などもあり、既に昨年の約 9 割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を抑えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4 月 17 日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4 月 17 日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえば、4 月 17 日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4 月 17 日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配意した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax などの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5 年間（令和 6 年 12 月 31 日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

- ・ [4 月 17 日（金）以降の申告・納付の対応について](#)
- ・ [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続きに関する F A Q（PDF/708KB）](#)
- ・ [（4 月 17 日以降に申告をされる方へ）4 月 17 日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします（PDF/101KB）（令和 2 年 4 月 6 日）](#)
- ・ [（振替納税をご利用の方へ）口座からの振替日が、申告所得税は 5 月 15 日（金）、個人事業者の消費税は 5 月 19 日（火）になります（令和 2 年 3 月 11 日）](#)

令和元年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）

はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、株式等に係る譲渡所得等の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の申告書用紙で行います。
この場合、譲渡所得等の金額の計算は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で行います。
- この冊子は、「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）と併せてご覧ください。
- 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和2年2月17日（月）から同年3月16日（月）まで**です。
なお、還付申告書は、令和2年2月14日（金）以前でも提出できます。
 - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。（郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和2年3月16日（月））**内となるよう、お早めにご送付ください。）
 - ・ 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月24日（月）と3月1日（日）**に限り**日曜日・祝日等**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

目次

- この冊子では、確定申告書の**記載手順**・次の事例の**記載例**と国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」の**入力手順**・**具体的入力例**、参考として「**株式等の譲渡所得等のあらまし**」などを掲載しています。

（ページ）

(1) 確定申告書の記載手順	2～3
(2) 【事例1】 特定口座を利用していないケース	4～11
(3) 【事例2】 特定口座を利用しているケース	12～17
(4) 【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース	18～23
(5) 【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	24～29
(6) 【事例5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース	30～34
(7) 国税庁ホームページの「 確定申告書等作成コーナー 」の入力手順など	35
(8) 【事例6】 国税庁ホームページの「 確定申告書等作成コーナー 」を利用した具体的入力例	36～43
(9) 【参考1】 令和元年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	44～62
(10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など	63

⚠ 申告書第三表（分離課税用）が変わりました!!

～「**上場株式等の譲渡所得等に関する事項**」欄の記入漏れにご注意ください～

令和元年分以降用から、申告書第三表（分離課税用）に「**上場株式等の譲渡所得等に関する事項**」欄が設けられました。この欄には、申告することを選択した特定口座（源泉徴収口座）に係る上場株式等の譲渡所得等など、**申告する株式等の譲渡所得等について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額**を記入します。確定申告書等の作成に当たっては、記入漏れにご注意ください。

なお、申告書B第一表、第二表の源泉徴収税額を記入する各欄にも、従前どおり記入します。

- 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	⑨4								
------------------------	----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

記入方法については、**56 ページ**をご覧ください。

確定申告書の記載手順

○ 「確定申告書」は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」の申告書用紙を使用します。ここでは、【事例1】（4ページから11ページ）に基づいて作成した「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」を示して、申告書の記載手順を説明します。

○ 記載手順は、矢印と番号(①から⑦)で記載箇所ごとに表示しています。各記載箇所の記載方法の詳細は、各【事例】をご覧ください。

なお、「確定申告書」の作成に先立って、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」などの各種明細書（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を作成します。

（記載した部分は、便宜上、青色で印刷しています。）

申告書B第二表

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書B第一表

年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0079

所得から差し引かれる金額に関する事項

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 A市××町1-23-9

氏名 国税 一郎

職業 会社員

世帯主の氏名 国税一郎

世帯主との続柄 本人

生年月日 3/37/01/12

電話番号 000-XXXX-XXXX

整理番号 FA0125

収入金額等

事業所得	7	
農業所得	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	
雑所得	5	
公的年金等	6	
その他の所得	7	
総合課税	8	
短期譲渡所得	9	
長期譲渡所得	10	
一時所得	11	
合計	12	9600000

所得金額

事業所得	1	
農業所得	2	
不動産所得	3	
利子所得	4	
配当所得	5	
雑所得	6	
公的年金等	7	
その他の所得	8	
総合課税	9	
短期譲渡所得	10	
長期譲渡所得	11	
一時所得	12	
合計	13	9600000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	14	900000
小規模企業共済等掛金控除	15	
生命保険料控除	16	100000
地震保険料控除	17	50000
寡婦・寡夫控除	18	00000
勤労学生・障害者控除	19	00000
配偶者（特別）控除	20	00000
扶養控除	21	00000
基礎控除	22	380000
10から20までの計	23	1430000
雑損控除	24	
医療費控除	25	
寄附金控除	26	
合計	27	1430000

税

課税される所得金額	28	00000
上の②に対する税額	29	1353350
配当控除	30	
政党等寄附金等特別控除	31	
住宅ローン控除	32	
災害減免額	33	
復興特別所得税額	34	28420
所得税及び復興特別所得税の額	35	1381770
外国税額控除	36	
源泉徴収税額	37	1241000
申告納税額	38	140700
決定納税額	39	
第3期分の税額	40	
納付される税金	41	140700
配偶者の合計所得金額	42	
専従者給与（控除）額の合計額	43	
青色申告特別控除額	44	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	45	
未納付の源泉徴収税額	46	
本年分で差し引く繰越損失額	47	
平均課税対象金額	48	
変動一時所得金額	49	
申告期限までに納付する金額	50	00000
延滞納の延滞納届出額	51	00000
還受付される税金の額	52	

その他

配当所得	53	
雑所得	54	
公的年金等	55	
その他の所得	56	
総合課税	57	
短期譲渡所得	58	
長期譲渡所得	59	
一時所得	60	
合計	61	9600000

復興特別所得税額④1欄の記入をお忘れなく!!

記載手順

① 「株式等に係る譲渡」を作成します。(4～5、

② 第一表の収入金ます。(6、14、20

③ 第二表を作成し第二表は、②及び（第二表の記載例は、

④ 第一表の所得かきます。(8ページ参

⑤ 第三表の分離課の箇所を書きます。

⑥ 第三表の税金の(10、16、23、29

⑦ 第一表の税金のます。(11、17、23

申告書記載に当たってのお願い

記載に当たっては、次の点についてのご協力をお願いいたします。

- 1 申告書等は、黒いインクの**ボールペン**で書いてください。
 なお、申告書は複写式となっていますが、2枚目(控用)は取り外して使用しても差し支えありません。
- 2 フリガナは、濁点「ん」半濁点「゜」は**一字分**とし、姓と名の間は**一字空**けてください。
- 3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際は、右の記載例にならってマス目の中に丁寧にご記入ください。
- 【記載例】
-
- 4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。
- 【記載例】
- (金額が1,234,500,000円の場合)
-
- 【記載例】
-

縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

(金額が1,234,500,000円の場合)

1	2	3	4	5	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

配	当	才		1	2	3	0	0	0	0
給	与	力		1	2	3	0	0	0	0

「所得等の金額の計算明細書」等
12～13、18～19、24～25、30～34ページ参照)

額等と所得金額の箇所を書き
、26 ページ参照)

④の記載と併せて作成します。
7、21、27 ページを参照してください。)

ら差し引かれる金額の箇所を書
: 昭)

税の **収入金額** や **所得金額** など
(9、15、22、28 ページ参照)

計算、その他 の箇所を書きます。
(ページ参照)

計算、その他などの箇所を書き、29 ページ参照)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 元 年分】

申告書第三表(分離課税用)

令和 01 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 (分離 課税 用)

F A 0 0 3 7

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ
フリガナ 国税 一郎

(単位は円)

[illegible]

整理 番号					一 通 号		
特 例 適 用 条 文							
法		条		項		号	
所法	指法	魔法	条の	項	項	号	号
所法	指法	魔法	条の	項	項	号	号
所法	指法	魔法	条の	項	項	号	号

税金の計算額	⑦⑥ 対 応 分	⑦⑧		1	2	4	3	1	0	0
	⑦⑦ 対 応 分	⑦⑨								
	⑦⑧ 対 応 分	⑧①								
	⑦⑨ 対 応 分	⑧②								
	⑧① 対 応 分	⑧③				1	1	0	2	5
	⑧② 対 応 分	⑧④								
	⑧③ 対 応 分	⑧⑤								
	⑧④ 対 応 分	⑧⑥								
⑦⑨から⑧⑥までの合計 (申告書第一表の②に転記)		⑧⑦		1	3	5	3	3	5	0
その他の株式等配当先物取引	本年分の⑧⑥、⑧⑦から差し引く繰越損失額	⑧⑧								
	翌年以降に繰り越す金額	⑧⑨								
	本年分の⑧⑧から差し引く繰越損失額	⑨①								
	本年分の⑧⑨から差し引く繰越損失額	⑨②								
その他	翌年以降に繰り越す金額	⑨③								
		⑨④								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区 分	所得の生ずる場所	必要 経 費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑨2		
特別控除額の合計額		⑨3		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	(94)									
------------------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収 入 金 額	退職所得控除額
	円	円

整 理 欄	A	B	C	申告等年月日									
	D	E	F	通算									
	取得 期限							特別 期間					
	資産		入力				申告 区分						

第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

【事例1】 特定口座を利用していないケース

私は、令和元年中に次の上場株式（A不動産）2,000株の売却（P証券本店への売委託）と公募公社債（B銀行）の償還（Q証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません）。

なお、上場株式（A不動産）の売却の際の委託手数料は16,200円です。

銘柄	購入日	取得株数 (額面金額)	購入金額	売渡日(償還日)	売却金額 (償還金額)
A不動産(上場株式)	平成26年1月10日	1,000株	650,000円	令和元年9月3日	1,400,000円
	平成26年2月14日	2,000株	850,000円		
B銀行(公募公社債)	平成26年5月14日	1,000,000円	800,000円	令和元年5月13日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（C興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
C興産(非上場株式)	平成13年1月19日	500株	197,500円	令和元年6月6日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額1,180万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を右のように②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように②面から転記してください。

なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を右のように②面から転記してください。

1 面

【令和 元 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	A市××町1-23-9	フリガナ 氏 名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	000-XXXX-XXXX	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費は譲渡費用と費用等		
取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,200
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (上場株式等については赤字の金額は0と書いてください。)		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,800
特定投資株式等の取得に要した金額の控除(※2) (一般株式等については赤字の金額は0と書いてください。)		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,800
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,800

(注) 相続特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、相続特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の欄に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額は、整理番号

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、繰越損失の損額及び繰越控除の特典の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書附表」も記載してください。

【事例1】の解説

- あなたが取引されたもののうち、**A不動産**の株式と**B銀行**の社債は、「**上場株式等**」に該当します。また、上場していない**C興産**の株式については、「**一般株式等**」に該当します。これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額
(一般株式等)	350,000 円	－	197,500 円	=	152,500 円
(上場株式等)	2,400,000 円	－	1,816,200 円	=	583,800 円

➤ 「**上場株式等**」の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。

- また、株式の売却などにより合計所得金額（6、9ページ参照）が**1,000万円を超える場合**には、「**配偶者（特別）控除**」の適用を受けることはできません（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、8ページをご確認ください）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「**配偶者特別控除**」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。

なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」で行いますので、6ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**140,700円**となります。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要する 費用の額
-------	--------------------	-------------------	-------------------------

上場株式等をお売りになった場合には「**上場株式等**」として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「**一般株式等**」として書いてください。

譲渡先の所在地・名称等を書いてください。

金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者（支店等）名**を書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）、償還日**を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

参考）特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	元・9・3	A不動産	2,000	P証券本店	1,400,000	1,000,000	16,200	(26・2・14)
一般株式等 上場株式等	元・5・13	第5回B銀行債	1,000,000	Q証券本店	1,000,000	800,000		26・5・14 (...)
一般株式等 上場株式等	元・6・6	C興産	500	A市〇〇町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		13・1・19 (...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
一般株式等 上場株式等	...							(...)
合計		一般株式等			350,000	197,500		
		上場株式等（一般口座）			2,400,000	1,800,000	16,200	

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。

同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合には、() 内に最も新しい取得年月日を書いてください。

➤ 売却した同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します（50ページ参照）。

この事例の場合、A不動産の株式については2回以上にわたって購入しているので、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

A不動産の株式の取得費の具体的な計算は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} & 650,000 \text{ 円} + 850,000 \text{ 円} \\ & \quad \quad \quad 1,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株} \\ & = \text{500 円 (1株当たりの金額)} \\ & 500 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} = \text{1,000,000 円 (取得費)} \end{aligned}$$

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

また、上場株式等については、**金融商品取引業者等**ごとにまとめて、**区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。

○□には「1」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。

なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告される場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「2」と書き、令和2年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63 ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例 3】（20 ページから 21 ページ）を参照してください。

申告書B第一表(上部)

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

令和 2 年 2 月 17 日 令和 01 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確 定 申 告 書 B

住所 A市××町1-23-9

マイナンバー 000000000000000000

氏名 国税 一郎

性別 男 職業 会社員 雇用主の氏名 国税一郎 世帯主の氏名 本人

生年月日 3/37/01/12 電話番号 0000-XXXX-XXXX

収入金額等 所得金額

事業所得等	1	
不動産所得	2	
利子所得	3	
配当所得	4	
雑所得	5	11800000
合計	6	11800000

所得金額 9600000

復興特別所得税額 1180000

外国税額控除 0

源泉徴収税額 0

申告納税額 0

第3期分納める税金 0

合計 9600000

社会保険料等控除 0

青色申告特別控除 0

第三表⑨欄へ（10 ページ）

令和元年分 給与 所得の源泉徴収票

支払 国税 一郎

住所 A市××町1-23-9

給与・賞与	11,800,000	9,600,000	1,550,000	1,241,000
社会保険料等の金額	900,000	100,000	50,000	

支払 株主会社 ○○産業

平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9 ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の 6 ページ及び 13 ページも併せてご覧ください。

申告書 B 第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

- 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（一部の保険料や掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）。

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑫ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑬ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 A市××町1-23-9

氏名 フリガナ コクセイ イチロウ
氏名 漢字 国税 一郎

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料 株式会社〇〇産業 1市△△町4-2-3	11,800,000	1,241,000
⑭ 源泉徴収税額の合計額			1,241,000

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差し引く金額

○ 特別適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除）額

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日以後に開始した所得）の所得に課税される住民税の徴収方法の選択

○ 非課税所得等

非課税所得等	所得金額	損益通算の特例適用前所得	前年中の開始・廃止月

第一表④欄へ
(11 ページ)

この事例では、株式等をお売りになった方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8 ページ参照）の適用ができませんので、「⑰～⑱ 配偶者（特別）控除」欄は記載しません。

扶養控除については 8 ページ及び「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の 17 ページから 18 ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和 2 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差し引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 「所得から差し引かれる金額」は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

※ ⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票	
支払元(会社名)	A市××町1-23-9
支払先(個人)	コバヤ 佐野
所得控除の額	11,800,000
給与・賞与	9,600,000
所得控除後の金額	1,550,000
源泉徴収税額	1,241,000
給与所得の金額	120,000
社会保険料等の額	900,000
生命保険料控除の額	100,000
地震保険料控除の額	50,000

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑩	900,000
小規模企業共済等掛金控除	⑪	
生命保険料控除	⑫	100,000
地震保険料控除	⑬	50,000
寡婦・寡夫控除	⑭	0000
勤労学生・障害者控除	⑮～⑯	0000
配偶者(特別)控除	区分 ⑰～⑱	0000
扶養控除	⑲	0000
基礎控除	⑳	380,000
⑩から㉑までの計	㉑	1,430,000
雑損控除	㉒	
医療費控除	区分 ㉓	
寄附金控除	㉔	
合 計	㉕	1,430,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表㉕欄へ
(10ページ)

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑰～⑱欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

〔配偶者(特別)控除額〕

		あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
	123万円超	0円	0円	0円	

⑲ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)のことです。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)のことです。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

〔扶養控除額〕

		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

⑳ 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」とに、それぞれ左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

合計所得金額 (6ページ参照)
この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下のイからハの合計額です。

イ 第一表の**所得金額**「⑨合計」欄の金額

ロ 第三表の**所得金額**「⑥4 一般株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

ハ 第三表の**所得金額**「⑥5 上場株式等の譲渡」欄の金額 (赤字の場合には0とします。)

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,600,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,800円
合計所得金額	10,336,300円

令和 01 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書 (分離課税用) FA0037

住所 A市××町1-23-9
氏名 コクセイ イチロウ 国税 一郎

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	②	
	長期譲渡	一般分	③	
	長期譲渡	特定分	④	
	長期譲渡	軽減分	⑤	
	一般株式等の譲渡	⑥	350,000	
	上場株式等の譲渡	⑦	2,400,000	
	上場株式等の配当等	⑧		
	先物取引	⑨		
	山林	⑩		
	退職	⑪		
所得金額	短期譲渡	一般分	⑤9	
	長期譲渡	一般分	⑥0	
	長期譲渡	特定分	⑥1	
	長期譲渡	軽減分	⑥2	
	一般株式等の譲渡	⑥4	152,500	
	上場株式等の譲渡	⑥5	583,800	
	上場株式等の配当等	⑥6		
	先物取引	⑥7		
	山林	⑥8		
	退職	⑥9		
総合課税の合計額	(申告書第一表の②)	⑨		
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の③)	⑩		

税金の計算

⑦0 対応分	⑦8	
⑦1 対応分	⑦9	
⑦2 対応分	⑧0	
⑦3 対応分	⑧1	
⑦4 対応分	⑧2	
⑦5 対応分	⑧3	
⑦6 対応分	⑧4	
⑦7 対応分	⑧5	
⑦8 対応分	⑧6	
⑦9 対応分	⑧7	
⑧0 対応分	⑧8	
⑧1 対応分	⑧9	
⑧2 対応分	⑨0	
⑧3 対応分	⑨1	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
⑧4				
⑧5				
⑧6				
⑧7				
⑧8				
⑧9				
⑨0				
⑨1				
⑨2				
⑨3				

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

⑨4	
----	--

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (1面)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
	その他の収入 ②		
金額	小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ④	197,500	1,800,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		16,200
		⑥	
	小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,200
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,800
	特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩		
	所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,800
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		
	繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,800

⑥ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

事例
1

第一表の **所得金額**「⑨合計」欄に記載した金額(6ページ参照)と **所得から差し引かれる金額**「②⑤合計」欄に記載した金額(8ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑪欄から⑦⑪欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑪欄から⑦⑪欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,430,000円)が⑨欄の金額(9,600,000円)から引ききれていますから、その残額である8,170,000円を⑦⑩欄に書き、⑥④欄、⑥⑤欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を⑦⑩欄に書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課 税 金 額	短期譲渡	一般分	⑤⑨						
		軽減分	⑥⑩						
	長期譲渡	一般分	⑥⑪						
		特定分	⑥⑫						
		軽減分	⑥⑬						
		一般株式等の譲渡	⑥⑭			152,500	00		
		上場株式等の譲渡	⑥⑮			583,800	00		
		上場株式等の配当等	⑥⑯						
		先物取引	⑥⑰						
	山林		⑥⑱						
税金 の 計 算	退職		⑥⑲						
	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑨)	⑨			9,600,000	00			
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の②⑤)	②⑤			1,430,000	00			
	⑨ 対応分	⑦⑩			8,170,000	00			
	⑤⑨ 対応分	⑦⑪					00		
	⑥⑩⑬ 対応分	⑦⑫					00		
	⑥⑭⑮ 対応分	⑦⑬			735,000	00			
	⑥⑯ 対応分	⑦⑭					00		
	⑥⑰ 対応分	⑦⑮					00		
	⑥⑱ 対応分	⑦⑯					00		
	⑥⑲ 対応分	⑦⑰					00		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計 算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩			1,243,100	00			
	⑦⑪ 対応分	⑦⑪							
	⑦⑫ 対応分	⑦⑫							
	⑦⑬ 対応分	⑦⑬			110,250	00			
	⑦⑭ 対応分	⑦⑭							
	⑦⑮ 対応分	⑦⑮							
	⑦⑯ 対応分	⑦⑯							
	⑦⑰ 対応分	⑦⑰							
	⑦⑱ 対応分	⑦⑱							
	⑦⑲から⑦⑰までの合計 (申告書第一表の⑧に転記)	⑧			1,353,350	00			

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑩欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
 8,170,000円 × 0.23 - 636,000円 = 1,243,100円 (⑦⑩欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15% (他に住民税5%) ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例の場合、以下のように⑦⑬欄の金額を区分して、税額を計算します。

課税される所得金額(⑦⑬欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】 152,000円	× 0.15	= 22,800円
【上場株式等】 583,000円	× 0.15	= 87,450円
合計金額 22,800円	+ 87,450円	= 110,250円 (⑧欄に書きます。)

7 第一表の 税金の計算、その他 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

F A 0 1 2 5		第一表 (令和元年分以降用)	
及 び の 確 定 申 告 書 B			
号	0 0 0 0 X X X X Δ Δ Δ Δ		
ナ	コ ク セ イ イ チ ロ ウ		
名	国 税 一 郎		
職 業	会 社 員	世帯主の氏名	国 税 一 郎
世帯主との続柄	本 人	世帯主の続柄	本 人
3	3 7 . 0 1 . 1 2	電話	0 0 0 - X X X - Δ Δ Δ Δ
特 徴 的 な 事 項	特 徴 的 な 事 項	特 徴 的 な 事 項	特 徴 的 な 事 項
課税される所得金額	(26)	0 0 0	
上の②に対する税額	(27)	1 3 5 3 3 5 0	
配 当 控 除	(28)		
区 分	(29)		
(特定増改築等)	(30)		0 0
住宅借入金等特別控除	(31)~(33)		
政党等寄附金等特別控除	(34)~(37)		
差 引 所 得 税 額	(38)	1 3 5 3 3 5 0	
災 害 減 免 額	(39)		
再 差 引 所 得 税 額	(40)	1 3 5 3 3 5 0	
(基準所得税額)	(41)	2 8 4 2 0	
復興特別所得税額	(42)	1 3 8 1 7 7 0	
所得税及び復興特別所得税の額	(43)		
外国税額控除	(44)		
源 泉 徴 収 税 額	(45)	1 2 4 1 0 0 0	
申 告 納 税 額	(46)	1 4 0 7 0 0	
予 定 納 税 額	(47)	1 4 0 7 0 0	
(第1期分・第2期分)	(48)		
第3期分	(49)		
納める税金	(50)		
の 税 額	(51)		
(④⑤ - ④⑥)	(52)		
還付される税金	(53)		
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	(54)		
専従者給与(控除)額の合計額	(55)		
青色申告特別控除額	(56)		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(57)		
未納付の源泉徴収税額	(58)		
本年分で差し引く繰越損失額	(59)		
平均課税対象金額	(60)		
変動・臨時所得金額	(61)		
申告期限までに納付する金額	(62)	0 0	
延 納 届 出 額	(63)	0 0 0	

転記します。

「②⑧配当控除」、「③⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③①~③③政党等寄附金等特別控除」、「③⑤~③⑦住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

③⑧ 差引所得税額

②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③①欄、③②~③③欄、③⑤~③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④① 再差引所得税額(基準所得税額)

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④② 復興特別所得税額、

④③ 所得税及び復興特別所得税の額

④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④②欄に書いてください。

また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④③欄に書いてください。

④④ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 申告納税額

④③欄の金額から「④④外国税額控除」、「④④源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「④⑦納める税金」の2分の1以上の金額を令和2年3月16日(月)までに納付することにより、その残額を、令和2年6月1日(月)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

【事例2】 特定口座を利用しているケース

私は、令和元年（平成31年）中にR証券西口支店及びS証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（R証券分）	1,400,000 円	1,000,000 円	400,000 円
上場分（S証券分）	1,000,000 円	383,000 円	617,000 円
合 計	2,400,000 円	1,383,000 円	1,017,000 円

また、T証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
D電気	1,000 株	1月18日	700,000 円	7,000 円	平成18年3月9日	900,000 円
E商事	1,000 株	4月11日	1,000,000 円	10,000 円	平成17年10月7日	600,000 円

私はこれらの収入以外にも、パート収入（収入金額 70 万円）がありましたが、夫が、夫の給与所得について年末調整で配偶者控除の適用を受けていました。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます（15 ページ参照）。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して「上場株式等」に転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52 ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の(注)をご覧ください。

1 面

【令和 元 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	B市〇〇町1-12-501	フリガナ 氏 名	カントウ ノブコ 関東 信子
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職 業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	円	4,100,000
その他の収入 ②		
小 計 (①+②) ③	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
取得費 (取得価額) ④		2,883,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		17,000
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦		2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (※欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表③へ
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表③へ	申告書第三表③へ

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、②面の2の「譲渡の対価の額（収入金額）」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 2,400,000 円と②面の【参考】の「譲渡による収入金額」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,700,000 円を合計して、①面の「収入金額」の①欄（「譲渡による収入金額」欄）に書いてください。

また、②面の2の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 1,383,000 円と②面の【参考】の「取得費（取得価額）」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,500,000 円を合計して、①面の「必要経費又は譲渡に要した費用等」の④欄（「取得費（取得価額）」欄）に書いてください。

第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

申告書作成後、
押印します。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

① 提出先、提出日、申告年分(0□に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)

② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)

③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、**【事例1】**の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ **所得から差し引かれる金額**は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

令和 2 年 2 月 17 日 令和 01 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書 B

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

性別 女性 職業 会社員 雇用・雑号 関東越郎 妻

生年月日 3 38 08 04 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-XXXX

同 上

(単位は円) 種類 黄色 〇 国 産 出 産 欠 陥 補 正 特 典 表示 整 理 号

収入金額等		所得金額	
事業等	①		
農業	②		
不動産	③		
利子	④		
配当	⑤		
給与	⑥	700000	
公的年金等	⑦		
その他	⑧		
短期	⑨		
長期	⑩		
一時	⑪		
事業等	⑫		
農業	⑬		
不動産	⑭		
利子	⑮		
配当	⑯		
給与	⑰	50000	
公的年金等	⑱		
その他	⑲		
短期	⑳		
長期	㉑		
一時	㉒		
事業等	㉓		
農業	㉔		
不動産	㉕		
利子	㉖		
配当	㉗		
給与	㉘	380000	
公的年金等	㉙		
その他	㉚		
短期	㉛		
長期	㉜		
一時	㉝		
事業等	㉞		
農業	㉟		
不動産	㊱		
利子	㊲		
配当	㊳		
給与	㊴	380000	
公的年金等	㊵		
その他	㊶		
短期	㊷		
長期	㊸		
一時	㊹		
事業等	㊺		
農業	㊻		
不動産	㊼		
利子	㊽		
配当	㊾		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期	㊿		
長期	㊿		
一時	㊿		
事業等	㊿		
農業	㊿		
不動産	㊿		
利子	㊿		
配当	㊿		
給与	㊿	380000	
公的年金等	㊿		
その他	㊿		
短期</			

令和元年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 B市〇〇町1-12-501	〔受給者番号〕	
		〔役職名〕	
		氏名	カトウ ノボ 関東 信子
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額 源泉徴収額
給料	内 千 円 000	千 円 50 000	千 円 380 000 円 0
〔源泉〕控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別） 控除の額	控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く。）	16歳未満扶養親族の数 障害者の数 （本人を除く。） 非居住者である親族の数
未成年者	外国人	死亡退職	
支払者	住所（居所）又は所在地	N市中央3-11-10	
	氏名又は名称	〇〇株式会社	
		（電話）△△△-×××-〇〇〇〇	

⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。
この事例では、㉑欄の記載を省略しています。

⑤ 第三表の分離課税の**収入金額**や**所得金額**などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

FA0037

第三表

(令和1年分以降適用)

○第二表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出して

住所 〇〇市〇〇町1-12-501
 氏名 カントウ ノブコ
 氏名 関東 信子

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	①	
	軽減分	②		
	長期譲渡	一般分	③	
	特定分	④		
	軽減分	⑤		
	一般株式等の譲渡	⑥		
	上場株式等の譲渡	⑦	4100000	
	上場株式等の配当等	⑧		
	先物取引	⑨		
	山林	⑩		
所得金額	短期譲渡	一般分	⑪	
	軽減分	⑫		
	長期譲渡	一般分	⑬	
	特定分	⑭		
	軽減分	⑮		
	一般株式等の譲渡	⑯		
	上場株式等の譲渡	⑰	1200000	
	上場株式等の配当等	⑱		
	先物取引	⑲		
	山林	⑳		
総合課税の合計額 (申告書第一表の⑤) 所得から差し引かれる金額	①			
	②			
	③			

整理番号		一連番号	
特例適用条文			
法	条	項	号
第1条	第1条	第1項	第1号
第2条	第2条	第2項	第2号
第3条	第3条	第3項	第3号
第4条	第4条	第4項	第4号
第5条	第5条	第5項	第5号
第6条	第6条	第6項	第6号
第7条	第7条	第7項	第7号
第8条	第8条	第8項	第8号
第9条	第9条	第9項	第9号
第10条	第10条	第10項	第10号
第11条	第11条	第11項	第11号
第12条	第12条	第12項	第12号
第13条	第13条	第13項	第13号
第14条	第14条	第14項	第14号
第15条	第15条	第15項	第15号
第16条	第16条	第16項	第16号
第17条	第17条	第17項	第17号
第18条	第18条	第18項	第18号
第19条	第19条	第19項	第19号
第20条	第20条	第20項	第20号
第21条	第21条	第21項	第21号
第22条	第22条	第22項	第22号
第23条	第23条	第23項	第23号
第24条	第24条	第24項	第24号
第25条	第25条	第25項	第25号
第26条	第26条	第26項	第26号
第27条	第27条	第27項	第27号
第28条	第28条	第28項	第28号
第29条	第29条	第29項	第29号
第30条	第30条	第30項	第30号
第31条	第31条	第31項	第31号
第32条	第32条	第32項	第32号
第33条	第33条	第33項	第33号
第34条	第34条	第34項	第34号
第35条	第35条	第35項	第35号
第36条	第36条	第36項	第36号
第37条	第37条	第37項	第37号
第38条	第38条	第38項	第38号
第39条	第39条	第39項	第39号
第40条	第40条	第40項	第40号
第41条	第41条	第41項	第41号
第42条	第42条	第42項	第42号
第43条	第43条	第43項	第43号
第44条	第44条	第44項	第44号
第45条	第45条	第45項	第45号
第46条	第46条	第46項	第46号
第47条	第47条	第47項	第47号
第48条	第48条	第48項	第48号
第49条	第49条	第49項	第49号
第50条	第50条	第50項	第50号
第51条	第51条	第51項	第51号
第52条	第52条	第52項	第52号
第53条	第53条	第53項	第53号
第54条	第54条	第54項	第54号
第55条	第55条	第55項	第55号
第56条	第56条	第56項	第56号
第57条	第57条	第57項	第57号
第58条	第58条	第58項	第58号
第59条	第59条</		

申告年分と空白部分を左のよう
に書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

收入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

 添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書^注

- ## 2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合

- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書^注

- 所得税及び復興特別所得
税の確定申告書付表（上場
株式等に係る譲渡損失の損
益通算及び繰越控除用）

(注) 申告をする取引が一の特定口座のみの場合

「特定口座年間取引報告書」

の添付をもって「株式等に係
る譲渡所得等の金額の計算明
細書」の添付に代えることが
できます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円 4,100,000
	その他の収入 ②		
	小計 (①＋②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表②へ 4,100,000
必要経費は譲渡差額と費用等	取得費 (取得価額) ④		2,883,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		17,000
	小計 (④から⑤までの計) ⑦		2,900,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧		
	差引金額 (③－⑦－⑧) ⑨		1,200,000
特定投資株式等の取得に要した金額の控除 (※2) (△欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩			
所得金額 (⑨－⑩) ⑪	申告書第三表④へ	黒字の場合は申告書第三表⑥へ 1,200,000	
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		申告書第三表⑥へ	
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪－⑫) ⑬	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ 1,200,000	

(注) 相続特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引などがある場合の上場株式等の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる売却のみ場合は、由生書第三表の60欄に0を記載し、

特別適用条文	措法 条の
	措法 条の

※1 「特定管理株式等のみし損失振換の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しませんが、⑪欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②⑤欄の金額が同⑨欄の金額から控除されたい場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄		
-----	--	--

(令和元年分以降用)

で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

6 第三表の 税金の計算 の箇所を書きます。

第一表の **所得金額** [⑨合計] 欄に記載した金額 (14ページ参照) と **所得から差し引かれる金額** [②⑤合計] 欄に記載した金額 (14ページ参照) を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

A の金額が黒字の場合

A の金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

A の金額が赤字の場合

引ききれなかった A の金額については、原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑩欄から⑦⑩欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合 (赤字の場合も含みます。) は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額 (380,000円) が⑨欄の金額 (50,000円) から引ききれませんから、その引ききれなかった金額 (330,000円) を⑥⑤欄の金額 (1,200,000円) から引き、その残額である870,000円を⑦③欄に書きます (⑦③欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません。)

申告書第三表 (分離課税用) (左下部)

所得 分離 課 税 金 額	短期譲渡	一般分	⑤⑨						
	軽減分		⑥⑩						
	長期譲渡	一般分	⑥①						
	特定分		⑥②						
	軽減分		⑥③						
	一般株式等の譲渡		⑥④						
	上場株式等の譲渡		⑥⑤			1200000			
	上場株式等の配当等		⑥⑥						
	先物取引		⑥⑦						
	山林		⑥⑧						
税金 の 計 算	退職		⑥⑨						
	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)		⑨			50000			
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の②⑤)		②⑤			380000			
	⑨ 対応分		⑦⑩					000	
	⑤⑨ 対応分		⑦⑪					000	
	⑥①⑥③ 対応分		⑦⑫					000	
	⑥④⑥⑤ 対応分		⑦⑬			870		000	
	⑥⑥ 対応分		⑦⑭					000	
	⑥⑦ 対応分		⑦⑮					000	
	⑥⑧ 対応分		⑦⑯					000	
	⑥⑨ 対応分		⑦⑰					000	

申告書第三表 (分離課税用) (右上部)

税金 の 計 算	⑦⑩ 対応分	⑦⑩							
	⑦⑪ 対応分	⑦⑪							
	⑦⑫ 対応分	⑦⑫							
	⑦⑬ 対応分	⑦⑬				130500			
	⑦⑭ 対応分	⑦⑭							
	⑦⑮ 対応分	⑦⑮							
	⑦⑯ 対応分	⑦⑯							
	⑦⑰ 対応分	⑦⑰							
	⑦⑱から⑦⑳までの合計 (申告書B第一表の⑬に転記)		⑦⑱			130500			
			⑧①						

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも **15%** (他に住民税5%) ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額 (⑦⑬欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円
 …… (⑧①欄に書きます。)

申告書の作成は
国税庁ホームページで!!
 確定申告 検索

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

及 び 所得 税 申 告 書 B		F A 0 1 2 5	
番号	0000△△△△××××	第一表	(令和元年分以降用)
カナ	カントウ ノブ コ	氏名	関東 信子
別	会社員	世帯主の氏名	関東 越郎
生	3 38.08.04	世帯主との続柄	妻
住	3 38.08.04	電話番号	000-△△△-××××
出	3 38.08.04	自宅・勤務先・携帯	000-△△△-××××
損	3 38.08.04	整理番号	
失	3 38.08.04	課税される所得金額	000
修	3 38.08.04	上の②に対する税額	130500
正	3 38.08.04	配当控除	
特	3 38.08.04	区分	
示	3 38.08.04	(特定増改築等)区分	00
農	3 38.08.04	住宅借入金等特別控除	
業	3 38.08.04	政党等寄附金等特別控除	
整	3 38.08.04	住宅耐震改修特別控除	
理	3 38.08.04	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	
番	3 38.08.04	差引所得税額	130500
号	3 38.08.04	(②-③-④-⑤-⑥)	
	3 38.08.04	災害減免額	
	3 38.08.04	再差引所得税額	130500
	3 38.08.04	(③-③)	
	3 38.08.04	復興特別所得税額	2740
	3 38.08.04	(④×2.1%)	
	3 38.08.04	所得税及び復興特別所得税の額	133240
	3 38.08.04	(④+⑤)	
	3 38.08.04	外国税額控除	
	3 38.08.04	源泉徴収税額	
	3 38.08.04	申告納税額	133200
	3 38.08.04	(④-⑤-⑥)	
	3 38.08.04	予定納税額	
	3 38.08.04	(第1期分・第2期分)	
	3 38.08.04	第3期分の税額	133200
	3 38.08.04	納める税金	
	3 38.08.04	(④-⑤)	
	3 38.08.04	還付される税金	△
	3 38.08.04	配偶者の合計所得金額	
	3 38.08.04	専従者給与(控除)額の合計額	
	3 38.08.04	青色申告特別控除額	
	3 38.08.04	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	
	3 38.08.04	未納付の源泉徴収税額	
	3 38.08.04	本年分差し引く繰越損失額	
	3 38.08.04	平均課税対象金額	
	3 38.08.04	変動・臨時所得金額	
	3 38.08.04	区分	

転記します。

第一表

(令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

③⑧ 差引所得税額

②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③①～③③欄、③⑤～③⑦欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④⑩ 再差引所得税額(基準所得税額)

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④① 復興特別所得税額、④② 所得税及び復興特別所得税の額

④⑩欄の金額に2.1%を乗じた金額を④①欄に書いてください。
また、④⑩欄の金額と④①欄の金額の合計額を④②欄に書いてください。

④⑤ 申告納税額

④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ㊦ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 ㊦ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(6、9ページ参照)は給与所得の金額(5万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計125万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者控除」(8ページ参照)の適用は受けられなくなります。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和2年3月16日(月)までに「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の39ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和元年（平成31年）中に次の上場株式を、U証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
F設備	平成17年4月12日	1,000株	3,300,000円	平成31年3月15日	37,000円	3,700,000円
G出版	平成17年7月8日	1,000株	2,500,000円	令和元年5月10日	13,000円	1,300,000円
H食品	平成17年12月16日	1,000株	1,400,000円	令和元年11月8日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
I建材	平成15年4月4日	10,000株	500,000円	令和元年9月6日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は5ページを参照してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 元 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	C市△△町3-16-4	フリガナ 氏 名	カナザワ ジョウ 二郎
電話番号 (連絡先)	××-△△△-〇〇〇〇	職業	無職
		関与税理士名 (電 話)	

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	700,000	5,700,000
必要経費は控除した額		
取得費 (取得価額) ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫) ⑬	200,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑪までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑤欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑤欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
（令和元年分以降用）

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書（付表）」も記載してください。

【事例 3】の解説

- あなたがお売りになった株式のうち、F 設備、G 出版、H 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していない I 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51 ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額	
(一般株式等)	700,000 円	500,000 円	= 200,000 円	損益の通算 は 不 可
(上場株式等)	5,700,000 円	7,257,000 円	= △ 1,557,000 円	

- 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後 3 年間にわたり繰り越すことができます（52 ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。
- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書 B 第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、20 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和元年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和元年分の分離課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1 面上部）

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	
住所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
C市△△町3-16-4	カナザワ ジロウ 金沢 二郎

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

- ① 申告年分（「令和__年分」の空欄に「元」と書きます。）
- ② 住所（事業所などを含みます。）、氏名

確定申告書付表（1 面下部）

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	① 1,557,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	② 1,557,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③ 1,557,000 円

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引）による譲渡損失の金額をいいます。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

確定申告書付表（1 面下部）

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④） （③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤ 1,557,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） （③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥

令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。

※ 上場株式等の相対取引など（52 ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の1(1)※をご覧ください。

確定申告書付表（2 面上部）

生じた年	損失の金額	譲渡損失の金額（※1）	繰越損失の金額	
本年の3年前分 平成 年分 令和 年分	②（前年分の①欄の金額）円	③（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。	
本年の2年前分 平成 年分 令和 年分	⑥（前年分の①欄の金額）円	④（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円		⑦（③-④-⑥）円
本年の前年分 平成 年分 令和 年分	⑩（前年分の①欄の金額）円	⑧（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円		⑧（③-④-⑩）円
本年分	⑨（本年分の①欄の金額）円	⑨（本年分の①欄の金額）円	⑨（本年分の①欄の金額）円	
本年分	⑩（本年分の①欄の金額）円	⑩（本年分の①欄の金額）円	⑩（本年分の①欄の金額）円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤+⑦+⑧）			⑪ 1,557,000 円	

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書きしますので、この事例では記入の必要はありません。

第一表の **収入金額等** と **所得金額** の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

申告書作成後、
押印します。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6 ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

収入金額等 所得金額

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、**所得金額**の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、63ページの「2 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、**源泉徴収票の添付が不要**となりました。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

[illegible]

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の 6 ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 C市△△町3-16-4
氏名 金沢 二郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
雑	○ 寄金 ○ 組合 ○ 市 ○ 区 ○ 町 ○ 村 △ 市△△区××町4-3-5	2,499,600	67,646
④ 源泉徴収税額の合計額			67,646

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
⑩ 社会保険料控除	34,500	⑪ 社会保険料	34,500
合計	34,500	合計	34,500

第一表⑩欄へ (20ページ)

第一表④欄へ (23ページ)

住民税

氏名	個人番号	生年月日	別居の場合の住所	所得割率	所得割額
金沢 二郎	△△△△△△△△	△△.△△.△△	△△△△△△△△	△△.△△	△△△△△△

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑩社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑧ 合計所得金額とは・・・

第一表の所得金額「⑨合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の 13 ページから 21 ページで計算できます。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」65欄に転記してください。

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額	
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額が④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤ 1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額が④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑥

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

1 所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	700,000	5,700,000
取得費(取得価額) ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
⑥		
小計 (④から⑥までの計) ⑦	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	200,000	

確定申告書付表(2面上部)

損失の金額	繰越損失の金額	繰越損失の金額
本年の3年前分 平成 年分	① 前年分の付表の⑤欄の金額 円	② 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分) 円
本年の2年前分 平成 年分	③ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	④ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分) 円
本年の前年分 平成 年分	⑤ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分) 円
本年分 令和 年分	⑦ 前年分の付表の⑤欄の金額 円	⑧ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分) 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	⑨	⑩
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	⑪	⑫
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑨+⑪+⑫)		1,557,000

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の④)	⑨	1	2	9	9	6	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑤)	25	7	9	4	5	0	0	
	⑨ 対応分	70		5	0	5	0	0	0
	59 ⑥ 対応分	71					0	0	0
	61 ⑥ ⑥ 対応分	72					0	0	0
	64 ⑥ ⑥ 対応分	73		2	0	0	0	0	0
	66 対応分	74					0	0	0
	67 対応分	75					0	0	0
	69 対応分	76					0	0	0
	69 対応分	77					0	0	0

税金の計算	税額	⑦⑨ 対応分	⑦⑨						2	5	2	5	0
		⑦⑩ 対応分	⑦⑩										
		⑦⑪ 対応分	⑧①										
		⑦⑫ 対応分	⑧①						3	0	0	0	0
		⑦⑬ 対応分	⑧②										
		⑦⑭ 対応分	⑧③										
		⑦⑮ 対応分	⑧④										
		⑦⑯ 対応分	⑧⑤										
⑦⑰から⑧⑱までの合計			⑧⑥						5	5	2	5	0

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 − ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦0欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に⑤9欄から⑥9欄までの金額を、対応する⑦1欄から⑦7欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑤9欄から⑥9欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦欄から⑦欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉔欄の金額(794,500円)が㉑欄の金額(1,299,600円)から引ききれていますから、その残額である505,000円[1,000円未満切捨て]を㉗欄に書き、㉒欄の金額は、㉓欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「**3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます（10ページ参照）。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも**15%**（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

【一般株式等】 課税される所得金額(⑦欄) 200,000円 × 所得税の税率 0.15 = 分離課税の所得金額に対する税額 30,000円……………(⑧欄)に書きます。

7

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

税	課税される所得金額 (⑨-②) 又は第三表 上の㊟に対する税額 又は 第三表の㊟	26						0	0	0
	配 当 控 除	28								
	区分	29								
	(特定増改築等) 区分	30						0	0	
	住宅借入金等特別控除	31								
	政党等寄附金等特別控除 住宅前敷改修特別控除 住宅前敷改修増設等 新築等特別税額控除	㊟ ㊢ ㊣ ㊤	32							
	差 引 所 得 税 額 (㊢+㊣+㊤+㊦+㊧+㊨)	38						5	5	2
	災 害 減 免 額	39								
	再差引所得税額 (基準) 所得税額 (㊢-㊩)	40							5	5
	計	復興特別所得税額 (㊢×2.1%)	41						1	1
所得税及び復興特別所得税の額 (㊢+㊪)		42							5	6
外国税額控除 区分		43								
源泉徴収税額		44							6	7
申告納税額 (㊢-㊫)		45							△	1
予定納税額 (第1期分・第2期分)		46								
第3期分 の税額		47								0
納める税金 (㊢-㊬)		48								0
還付される税金		49							△	1
そ		配役者の合計所得金額	49							1
	事業者給与(控除)額の合計額	50								
	青色申告特別控除額	51								
	雑所得・一時所得等の 合計額 雑所得・一時所得等の 合計額	52								6

④ 配偶者の合計所得金額

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑤2 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額
の合計額

「源泉徴収税額」(④の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤欄に書いてください。

 添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「 添付書類」の2を参照してください。

【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース

私は、令和元年（平成31年）中にW証券大手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。
そして、W証券より「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲 渡 区 分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差 引 金 額
上 場 分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特 定 信 用 分	—	—	—
合 計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるJ電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるK市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。この配当と利子以外に、上場株式であるL建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。

私は、これらの収入以外に、給与（収入金額9,065,400円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この事例の場合には、W証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

「特定口座年間取引報告書」に記載されている住所が現在の住所と異なる場合には、現在の住所を記載されている住所の上段に書いてください。

令和元年分 特定口座年間取引報告書

住所 (D市△△町9-8-7 Y市○○町1-3-2)	フリガナ 高松 三郎	生年月日 明・大・(昭和) 37・11・3	勤 務 の 種 別 ⑧ 雇 員 2 部 門 口 座 開 設 年 月 日 元・5・10
前提出出 時の住所 又は居所	明・大・(昭和) 37・11・3	源泉徴収 の 状 況 ① 有 2 無	

(譲渡の対価の支払状況)

譲 渡 区 分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差 引 金 額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)
上 場 分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特 定 信 用 分	—	—	—
合 計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

(配当等の額及び源泉徴収額等)

種 別	配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 額 (所得税)	配 当 額 (住民税)	特 別 配 当 金 の 額	外 国 所 得 税 の 額
④ 株式、出資又は基金	80,000円	12,252円	4,000円		
⑤ 特定株式投資信託					
⑥ 投資信託又は特定受益証券 行信託 (⑤及び⑥以外)					
⑦ オープン型証券投資信託					
⑧ 外国株式又は外国投資信託等					
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000円	12,252円	4,000円		
⑩ 公募債	20,000円	3,063円	1,000円		
⑪ 社債的受益権					
⑫ 投資信託又は特定受益証券 行信託 (⑪及び⑫以外)					
⑬ オープン型証券投資信託					
⑭ 外国公社債等又は外国投資信 託等					
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000円	3,063円	1,000円		
⑯ 譲渡損失の金額	219,000円				
⑰ 差引金額 (⑨ + ⑮ - ⑯)	0円				
⑱ 納付税額		0円	0円		
⑲ 還付税額 (⑨ + ⑮ - ⑱)		15,315円	5,000円		
金融商品取引業者等					
所在地	B市△△町4-5				
名 称	W証券大手支店				

令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。この事例の場合、一の特定口座のみを申告しますので、「特定口座年間取引報告書」の③欄の金額 (△219,000円) を△を付けずに転記することができます。

【支払通知書 (上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	33874円
			住民税率 5%	住民税額 2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

平成31年4月22日
L建設株式会社

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、特定口座年間取引報告書及び上場株式配当等の支払通知書の添付が不要となりました。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【事例4】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、J電気、L建設の株式の配当とK市の地方債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、申告分離課税により申告する場合は、上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額と損益通算することができます。

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができますが、この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります（53ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡損失の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	通算後の差引金額
(譲渡分)	1,900,000円	2,119,000円	= △219,000円	→ △79,000円
(利子・配当分)	140,000円	0円	= 140,000円	→ 0円

※ 申告分離課税を選択した配当所得については、配当控除などは適用できません（【事例5】及び【事例6】も同じです）。

○ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、申告書に添付しますが、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、26ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

確定申告書付表(1面)

令和元年度の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所：D市△〇町9-8-7
フリガナ：タカマツ サブロー
氏名：高松 三郎

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額）	①	219,000
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の「上場株式等」の③欄の金額）	②	219,000
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	219,000

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000円	
L建設株式会社	40,000	
合 計	140,000	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額
(⑥-⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③の金額<④の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	79,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③の金額<④の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	0

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

この事例の場合、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告しますので、その源泉徴収口座の配当所得等の金額（特定口座年間取引報告書の⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額）も併せて申告しなければなりません（55ページ【注意】参照）。

⑤欄の金額は、「確定申告書付表」1面の③欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、③欄の金額（219,000円）から④欄の金額（140,000円）を差し引いた残りの金額（79,000円）を書いてください。

⑥欄の金額は、「確定申告書付表」1面の④欄に記載がある方が書いてください。
この事例の場合、④欄の金額（140,000円）より③欄の金額（219,000円）の方が大きいので0と書いてください。

この事例の場合、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がないので、⑪欄へ転記します。

確定申告書付表(2面上部)

本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑨	
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑤+⑥+⑦)	⑩	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	79,000

2

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方（6ページ）を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年
分(0□に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、
屋号・雅号、世帯主の氏名、
世帯主との続柄、生年月日、
電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得^(※)については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（62ページ参照）。

※ 上場株式等の配当等に係る利
子所得は総合課税を選択する
ことはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑥⑥欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。

この事例では、⑩欄、⑫欄、⑬欄、⑰～⑱欄、⑳欄の記載を省略しています。

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、**源泉徴収票の添付が不要**となりました。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、
押印します。

〇〇 税務署長
令和 2 年 2 月 17 日 令和 〇 1 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

F A O 1 2

住所 D市△△町9-8-7

Y市〇〇町1-3-2

個人番号 △△△△△×××××〇〇〇〇

フリガナ タカマツ サブ ローウ

氏名 高松 三郎

性別 男 職業 会社員 屋号・番号 世帯主の氏名 高松三郎 世帯主との続柄 本人

生年月日 3 3 7 1 1 0 3 電話番号 自宅、勤務先・携帯 △△△-×××-〇〇〇〇

収入金額等

所得金額

所得から差し引かれる金額

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額
事業所得等 ⑦		
農業所得等 ⑧		
不動産所得等 ⑨		
利子所得等 ⑩		
配当所得等 ⑪		
給与所得等 ⑫	9065400	
雑所得等 ⑬		
総合課税・一時所得等 ⑭		
合計 ⑮	6958860	
社会保険料控除 ⑯		
小規模企業共済等掛金控除 ⑰		
生命保険料控除 ⑱		
地震保険料控除 ⑲		
寡婦・寡夫控除 ⑳		0000
勤労学生・障害者控除 ㉑		0000
配偶者(特別)控除 ㉒		0000
扶養控除 ㉓		0000
基礎控除 ㉔		0000
⑩から㉔までの計 ㉕	2024296	
雑損控除 ㉖		
医療費控除 ㉗		
寄附金控除 ㉘		
合計 ㉙	2024296	

税

金の

計

算

その他

税	金の	計	算	その他
課税される所得金額 ㉚		000		
上記の②に対する税額又は第三表の② ㉛				
配当控除 ㉜				
(特定増設等) ㉝				
住宅購入金等特別控除 ㉞		00		
政党等寄附金等特別控除 ㉟				
住宅取得等特別控除 ㊱				
所得引所得税額 ㊲				
災害減免額 ㊳				
復興特別所得税額 ㊴				
所得税及び復興特別所得税の額 ㊵				
外国税額控除 ㊶				
源泉徴収税額 ㊷				
申告納税額 ㊸				
予定納税額 ㊹				
第3期分 納める税金 ㊺		00		
配偶者の色 ㊻				
青色申告特別控除 ㊼				
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊽				
未納付の源泉徴収税額 ㊾				
本年分で見直し引く繰越損失額 ㊿				
平均課税対象金額 ①				
変動・臨時所得金額 ②				
申告期間までに納付する金額 ③		00		
延納届出額 ④		000		
延納 ⑤				
延納 ⑥				
延納 ⑦				
延納 ⑧				
延納 ⑨				
延納 ⑩				
延納 ⑪				
延納 ⑫				
延納 ⑬				
延納 ⑭				
延納 ⑮				
延納 ⑯				
延納 ⑰				
延納 ⑱				
延納 ⑲				
延納 ⑳				
延納 ㉑				
延納 ㉒				
延納 ㉓				
延納 ㉔				
延納 ㉕				
延納 ㉖				
延納 ㉗				
延納 ㉘				
延納 ㉙				
延納 ㉚				
延納 ㉛				
延納 ㉜				
延納 ㉝				
延納 ㉞				
延納 ㉟				
延納 ㊱				
延納 ㊲				
延納 ㊳				
延納 ㊴				
延納 ㊵				
延納 ㊶				
延納 ㊷				
延納 ㊸				
延納 ㊹				
延納 ㊺				
延納 ㊻				
延納 ㊼				
延納 ㊽				
延納 ㊾				
延納 ㊿				
延納 ①				
延納 ②				
延納 ③				
延納 ④				
延納 ⑤				
延納 ⑥				
延納 ⑦				
延納 ⑧				
延納 ⑨				
延納 ⑩				
延納 ⑪				
延納 ⑫				

第三表^②欄へ
(29ページ)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所			(家族番号)		
	D市△○町9-8-7			(役職等)		
	氏名	高松三郎	タカマツサブロウ			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額		
給料・賞与	9 065 400	6 958 860	2 024 296	571 000		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特異控除の対象となる人)	控除対象扶養親族の数 (「配偶者を除く」)	障害者の数 (「本人を除く」)	扶養親族の数 (「本人を除く」)		
老人	特定	その他	特別	その他		
有	有	有	有	有		
○	380 000					
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
1147 796		83 500	33 000			
(摘要)						
未成 年 者	再 婚 者	英 米 諸 国 籍 者	乙種 外国人 労働者	日本人労働者 の特 別 給 付	寡 婦 給 付	
否	否	否	否	否	否	
学 生	中 途 就 職 者	退職 者	退 勤 給 付	学 費 支 援 金	遺 贈 金	
否	否	否	否	否	否	
受給者生年月日						
昭和	平成	元 年	月	日	時	
37	11	3				

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7
氏名 高松 三郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料株式会社△△商事 F市〇〇町3-5-7	9,065,400	571,000
配当	株式の配当 L建設株式会社	40,000	6,126

受け取った金額とは異なりますので、ご注意ください。

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者(特別)控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、これらの記載を省略しています。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払保険料 ⑪ 掛金の種類 支払掛金
社会保険料控除 合計 小規模企業共済等掛金控除 合計
⑫ 新生命保険料の計 旧生命保険料の計
⑬ 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計
⑭ 寡婦(寡夫)控除 (口死別 口生死不明)
⑮ 勤労学生控除 (学校名)
氏名 明・大 昭・平
個人番号
控除対象扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
⑯ 個人番号
⑰ 個人番号
⑱ 個人番号

第一表④欄へ(29ページ)

上場株式等に係る配当所得等の金額について申告する場合において、平成31年4月1日以後に確定申告書等を提出するときは、次の書類の添付が不要となりました。

- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、これらの書類が必要ですので、忘れずにお持ちください。

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名 個人番号 続柄 生年月日 別居の場合の住所
住民税 16歳未満の扶養親族
事業税 非課税所得など
所得金額
住民税 2,000円
事業税 2,000円

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	31874円
			住民税率 5%	2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市〇〇町1-3-2
株主 高松 三郎 様

平成31年4月22日
L建設株式会社

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていませんので、記入の必要はありません。

○ 住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。

《参考》

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては56ページを参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】8ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

F A 0 0 3 7

住所 D市△〇町9-8-7
氏名 タカマツ サブロー 高松 三郎

特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「〇」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑥⑤欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑥⑥欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦⑦欄及び⑥⑥欄は記入の必要はありません。

申告書第三表（右下部）

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	140,000 円		140,000 円

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

収入金額	課税	所得金額
短期譲渡	①	
長期譲渡	②	
一般株等の譲渡	③	
上場株式等の譲渡	④	190,000 円
上場株式等の配当等	⑤	14,000 円
先物取引	⑥	

所得金額	課税	所得金額
短期譲渡	⑦	
長期譲渡	⑧	
一般株等の譲渡	⑨	
上場株式等の譲渡	⑩	△79,000 円
上場株式等の配当等	⑪	0 円
先物取引	⑫	
山林	⑬	
退職	⑭	

確定申告書付表（1面下部）

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000 円	
L建設株式会社	40,000 円	
合計	140,000 円	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑨-⑩) (赤字の場合は0と書いてください。)	140,000 円	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)	79,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。)	0 円

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

第三表の 税金の計算、その他 の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

[illegible]

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算額		78から85までの合計 (申告書B第一表の②に転記)	
79 対応分	78		5 5 9 3 0 0
79 対応分	79		
79 対応分	80		
79 対応分	81		
79 対応分	82		
79 対応分	83		
79 対応分	84		
79 対応分	85		
79から85までの合計 (申告書B第一表の②に転記)	86		5 5 9 3 0 0
株式等 配当金	87		
本年分の69から 差し引く繰越損失額	88		7 9 0 0 0
本年分の69から 差し引く繰越損失額	89		
本年分の69から 差し引く繰越損失額	90		

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表(2面上部)

大の金額の合計額(⑤+⑦)		申告書第三表⑨へ(⑧2)	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)		⑪	79,000

転記します。

第一表の **所得金額「⑨合計」** 欄に記載した金額（26ページ参照）と **所得から差し引かれる金額「⑫合計」** 欄に記載した金額（26ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 − ②⑤欄の金額 = A として

A の金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑩欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例1】10ページを参照してください。）。

この事例の場合、㊟欄の金額（6,958,860円）から㊵欄の金額（2,024,296円）を差し引いた残りの金額（4,934,000円）〔1,000円未満切捨て〕を㊿欄に書いてください。

A の金額が赤字の場合

【事例 2】16ページを参照してください。

⑥4欄及び⑥5欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）、⑦3欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(70 欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額

4,934,000円 × 0.2 - 427,500円 = 559,300円

..... (78 欄)に書きます。)

第一表の **税金の計算**、**その他** などの箇所を書きます。

申告書B第一表(右上部)

税	課税される所得金額 (⑨ - ㉔) 又は第三表 上の㊟に対する税額 又は第三表の㊟	(26)							0	0	0
		(27)			5	5	9	3	0	0	
金	配当控除	(28)									
	区分	(29)									
の	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	区分	(30)						0	0	
	政党等寄附金等特別控除	(㉕ - ㉖)									
計	住宅耐震改修特別控除 住宅有価証券 国庫券等特別特別控除	区分	(㉗)								
	差引所得税額 (㉘ - ㉚)	(38)			5	5	9	3	0	0	
算	災害減免額	(39)									
	再差引所得税額 (基準所得税額) (㉛ - ㉜)	(40)			5	5	9	3	0	0	
	復興特別所得税額 (㉝ × 2.1%)	(41)			1	1	7	4	5		
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉞ + ㉟)	(42)			5	7	1	0	4	5	
	外国税額控除	区分	(43)								
	源泉徴収税額	(44)			5	7	7	1	2	6	
	申告納税額 (㉡ - ㉢ - ㉣)	(45)			△	6	0	8	1		
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	(46)									
	第3期分の税額 (㉤ - ㉥)	(47)							0	0	
	還付される税金	(48)		△				6	0	8	1

○ 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。
また、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取った**L建設**の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,081円が還付されます。

なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）については57ページ「参考事項2」を参照してください。

 添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「 添付書類」の2を参照してください。

【事例 5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース

私は、令和元年（平成31年）中にY証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

私は、これらの収入以外に、給与があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成28年分の損失250,000円、平成29年分の損失300,000円及び平成30年分の損失800,000円）あります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1-1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書ってください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページ（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑥5欄に転記してください。

なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑥5欄に△を付けて転記します（28ページ参照）。

この事例の場合、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

【令和 元 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	E市○×町53-8	フリガナ 氏 名	フクオカ ヨシコ 福岡 良子
電話番号 (連絡先)	000-xx-x-△△△△	職業	会社員
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	5,000,000 円
	その他の収入 ②		
	小計 (①+②) ③		5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額） ④		4,600,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
		⑥	
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		4,600,000
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けて書いてください。） ⑧		
	差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		400,000
	特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。） ⑩		
	所得金額 (⑨-⑩) ⑪ （一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）		400,000

第三表⑦欄へ（9ページ参照）

申告書第三表⑦へ

申告書第三表⑥へ

黒字の場合は申告書第三表⑥へ

申告書第三表⑧へ

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。

【事例 5】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたM商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000 円	4,600,000 円	= 400,000 円 →	0 円
(配当分)	60,000 円	0 円	= 60,000 円 →	0 円
(繰越分)			△ 1,350,000 円 →	△ 890,000 円

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 令和元年（平成31年）中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

(注) この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控除も併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 5,000,000	円 4,600,000	円 400,000	円 61,260
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ()				
合 計（上場株式等（特定口座））		1面①へ 5,000,000	1面④へ 4,600,000	400,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 61,260

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合は、【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法（56ページ）を参照して転記してください。

令和元年年分 特定口座年間取引報告書					
住所 (居所)	E市○×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勘定種類	① 譲渡 2 区分 ③ 配当等
氏名	福岡 良子	口 座 開 設 年 月 日	24・7・13	源泉徴収の 選 択	① 有 2 無
前提出 時の住所 又は居所		生年月日	明・大・西 平・令 40・12・27		
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)					
譲渡区分	①	譲渡の対価の額 (収入金額)	②	取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③
上 場 分		5 000 千 円		4 600 千 円	
特 定 信 用 分					
合 計		5 000 千 円		4 600 千 円	

①－2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方（19ページ）を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例3】19ページ参照）。

この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください（【事例4】25ページ参照）。

この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑥欄へ
（28ページ参照）

④～⑥欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください（「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（控）を参考に、該当の年分欄に記入してください。）。

確定申告書付表（1面）

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（又は事業所、居所など） E市〇×町53-8

フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

※「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けずに書きます。②面の2も同じです。）

○「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額）	①		円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（※） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額）	②		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③		

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
Y証券 山手支店	60,000 円	
合 計	申告書第三表⑤へ 60,000	⑥
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 （⑤－⑥）（赤字の場合には0と書いてください。）		④ 60,000

（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	△を付けて、申告書第三表⑥へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑥へ 60,000

確定申告書付表（2面上部）

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 平成28年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額）円 250,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）円 ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。）
本年の2年前分 平成29年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額） 300,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（⑥－⑤－⑥）円
本年の前年分 平成30年分 令和	④（前年分の付表の②欄の金額） 800,000	⑤（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） ⑥（分離課税配当所得等金額から差し引く部分）	⑦（⑥－⑤－⑥）
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑥＋⑦）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑩へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（⑤＋⑥＋⑦）	⑩	申告書第三表⑥へ	

（注）①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用する。

令和 元 年 分 特定口座年間取引報告書

住所 (E市○×町53-8)	フリガナ (フクオカ ヨシコ)	確定の期 (1) 経 2 6 月 (2) 経 3 月
氏名 (福岡 良子)	口 座 開設 年月日 (24・7・13)	源泉徴収の 通 記 (1) 有 (2) 無
前年度提出 時の住所 又は居所	生年月日 (明・大・令 40・12・27)	

種 別	配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 税 額 (所 得 税)	配 当 金 額 (住 民 税)	特 別 配 金 の 額	外 国 所 得 税 の 額
④ 株式、出資又は基金	60,000	9,189	3,000		
⑤ 特定株式投資信託					
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)					
⑦ オープン型証券投資信託					
⑧ 外国株式又は外国投資信託等					
⑨ 合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000	9,189	3,000		
⑩ 公債					
⑪ 社債					
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)					
⑬ オープン型証券投資信託					
⑭ 外国公債等又は外国投資信託等					
⑮ 合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
⑯ 譲渡損失の金額					
⑰ 差引金額 (⑯+⑮-⑬)	60,000				
⑱ 納付税額		9,189	3,000		
⑲ 納付税額 (⑱+⑮-⑬)					

確定申告書付表

1面)の1(2)「利子等・配当等の収入金額(税込)」欄に転記します(⑮欄の金額がある場合は、⑨欄の金額と⑮欄の金額の合計額を転記します。)

なお、⑰欄の金額を転記しないよう、ご注意ください(24、25ページ参照)。

「納付税額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください(56ページ参照)。

第三表(右下部)「○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項」欄へ(28ページ参照)

「令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の確認が必要となります。

《参考》平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成27年分)	(A)(前年分の付表の⑦欄の金額) 円 500,000	(D)(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分(平成28年分)	(B)(前年分の付表の⑧欄の金額) 250,000	(F)(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (G)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (B)-(F)-(G) 円 250,000
本年の前年分(平成29年分)	(C)(前年分の付表の⑤欄の金額) 300,000	(H)(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (I)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (C)-(H)-(I) 300,000

この平成27年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤ 800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥ 0

この金額が平成30年分の譲渡損失の金額です。

※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄（32ページ参照）のことです。

国税庁ホームページへアクセス！

「特定口座年間取引報告書」等から収入金額などを入力！
税額などが自動計算され便利に作成！

◆◆◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の入力手順 ◆◆◆

「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します(37～41ページ参照)。

自動
計算

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分を除きます)

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(42～43ページ参照)。

自動
計算

申告書B第一表
申告書B第二表
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分)

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

◆◆◆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページ

※ この画面は令和元年10月現在のものです。



「確定申告書等の作成はこちら」をクリックします。

ご利用ガイド

「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを掲載しています。

なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1】…「特定口座を利用していない場合」

【事例2】…「特定口座(源泉徴収なし)と一般口座」

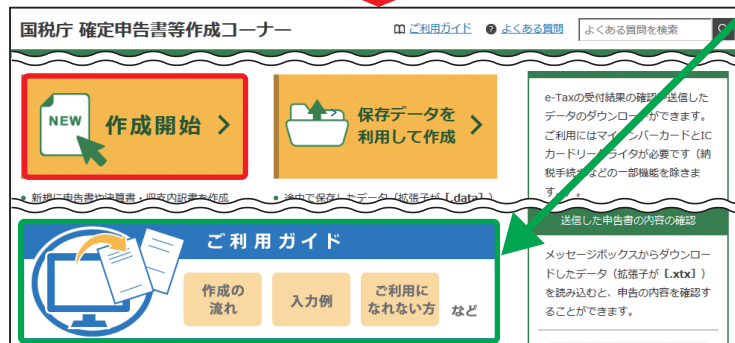
【事例3】…「上場株式の譲渡損失の繰越し」

【事例4】…「特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算及び翌年以後への繰越し」

【事例5】…「前年からの繰越損失を譲渡所得及び配当所得等から控除」

また、株式等に係る譲渡所得等がある方で、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例(措法39条)の適用を受ける場合、保証債務の特例(所法64条②)の適用を受ける場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の【ご利用になれない方】でご確認ください。



「作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

次のページの1へ

※ お使いのパソコンの環境などにより、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。

※ 35ページから43ページに掲載の「確定申告書等作成コーナー」の画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。

【事例6】国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用しての具体的入力例

私は、Z証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で令和元年（平成31年）中に次の取引を行いました。そして、Z証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるN製薬の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるO自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（平成30年分の損失）あります。

今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で印刷しています。）

はじめに

1 作成する申告書等の選択画面で、所得税を選択します。

この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、令和元年分の申告書等の作成の **所得税** をクリックしてください。

事業所得や不動産所得のある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。
この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

2 入力方法選択画面で、入力方法を選択します。

この事例では、株式等の譲渡所得等について申告をしますので、給与所得者の方であっても「給与・年金の方（給与・年金専用）」ではなく、「左記以外の所得のある方（全ての所得対応）」の **作成開始** をクリックしてください。

3 申告書の作成をはじめる前に画面で、申告書の提出方法及び生年月日を入力します。

入力済みの「申告書の提出方法」が選択されていますので確認してください。

なお、申告書の提出方法について、「書面提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

事業所得や不動産所得のある方で、事前に税務署で青色申告の承認を受けている場合は ☒ チェックを付けてください。

この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、☒ チェックの必要はありません。

あなたの生年月日を入力し、 **入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

【事例 6】の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたN製薬の株式の配当とO自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（55ページ【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	1,500,000円	= △500,000円	→ △300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	0円	= 200,000円	→ 0円	
(繰越分)			△1,000,000円	→	→ △1,300,000円

○ 添付書類については15ページを参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

1 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等の入力するをクリックします。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 [?] [?] [?]	入力する		[?]
株式等の譲渡所得等 [?] [?] [?]	入力する		[?]
上場株式等に係る配当所得等 [?] [?] [?]	入力する		[?]
先物取引に係る雑所得等 [?] [?] [?]	入力する		[?]
退職所得 [?] [?] [?]	入力する		[?]

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

収入金額・所得金額の入力画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる「分離課税の所得」の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の入力するをクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面へ進みます。

2 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択 (申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要)

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税

→ 総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます（62ページ参照）。

この事例の場合、上場株式等の配当所得等の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、「申告分離課税」を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力するをクリックします。

- 4 **金融・証券税制（入力項目の選択）**画面で、上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

株式等の譲渡所得等
平成30年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方
平成30年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

☒ はい ☐ いいえ

「繰り越された譲渡損失」を入力する

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

この事例では、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、「平成30年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の **はい** を選択した後、表示される「繰り越された譲渡損失」を入力する をクリックします。

- 5 **金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）**画面で、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。

「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）（2面）」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。
金額にはマイナスを付せずに入力してください。

入力例

- 平成28年の譲渡損失の繰越額
（平成30年分「確定申告書付表」の⑦欄） 円 **（A）**
- 平成29年の譲渡損失の繰越額
（平成30年分「確定申告書付表」の⑧欄） 円 **（B）**
- 平成30年の譲渡損失の繰越額
（平成30年分「確定申告書付表」の⑤欄） 円 **（C）**

（A）～（C）欄は、「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」**（控）**を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に入力します。

（A）欄 平成28年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑦欄の金額

（B）欄 平成29年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑧欄の金額

（C）欄 平成30年分の譲渡損失の繰越額
←付表の⑤欄の金額

《参考》平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（控）（1面）

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。〔2面〕の2も同じです。）

○「〔①上場株式等に係る譲渡所得等の金額〕が黒字の場合又は〔②上場株式等に係る譲渡損失の金額〕がない場合には、〔1〕の記載は要しません。また、〔④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額〕がない場合には、〔2〕の記載は要しません。」

（1）本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 円
（注）利子所得に係る負債の利子は控除できません。

（3）本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。） （②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。）	⑤	1,000,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。） （①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表⑥へ

この事例の場合、平成30年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年から繰り越されていますので、「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」**（控）**1面の⑤欄の金額を**（C）欄**に入力し、**入力終了（次へ）＞**をクリックしてください。

6 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある入力終了（次へ）> をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

総合課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- 特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- 特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

株式等の譲渡所得等

平成30年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

平成30年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

はい いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

< 戻る 入力終了（次へ）>

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが「訂正・削除」になっていることを確認したら、入力終了（次へ）> をクリックします。

7 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認 1）画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,000,000 円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③-⑦-⑧）		⑨	円	-500,000 円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	
所得金額（⑨-⑩）		⑪	円	-500,000 円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）		⑬	円	円

< 戻る 確認終了（次へ）>

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、38ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、<戻る> をクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面において、「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除 をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、確認終了（次へ）> をクリックしてください。

8

金融・証券税制(株式等の譲渡所得等 計算結果確認 2) 画面で、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入力内容を確認します。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	500,000 円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	500,000 円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	200,000 円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額△④欄の金額の場合、0円)	⑤	300,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額△④欄の金額の場合、0円)	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年分 3年前分 (平成28年分)	(A) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	円
本年分 2年前分 (平成29年分)	(B) 円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年分 前年分 (平成30年分)	(C) 1,000,000 円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0 円 (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0 円	⑧ ((B)-(F)-(G)) 円 ⑨ ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑩	0 円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑪	0 円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑨)	⑫	1,300,000 円	

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額 (⑥-⑫)	⑬	0 円
--	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ) >

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、38ページの③から39ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」(控)の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。

なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、<戻る>をクリックし、金融・証券税制(入力項目の選択)画面まで戻った上で、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがないければ、確認終了(次へ)>をクリックしてください。

9

収入金額・所得金額の入力 画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得	入力する		
株式等の譲渡所得	訂正・内容確認	●	上場株式等 △300,000
上場株式等に係る配当所得等	訂正・内容確認	●	0
先物取引に係る雑所得等	入力する		
退職所得	入力する		

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この画面では、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。

金額を確認し、誤りがないければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。

この事例では、次のⅡで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力 画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

総合課税の所得 (単位:円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業)	入力する		?
不動産所得	入力する		?
利子所得	入力する		?
配当所得	訂正・内容確認	✓	分離課税の配当所得の入力有
給与所得	入力する		?
雑所得	公的年金等 入力する		?
その他	入力する		?
総合課税所得	入力する		?

決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、給与所得を申告しますので、**給与所得の入力する**をクリックし、次の②の**給与所得の入力**画面へ進み、該当する源泉徴収票を選択して**入力する**をクリックします。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告しますので、**公的年金等の入力する**をクリックし、次の③の**公的年金等の入力**画面へ進み、**入力する**をクリックします。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

② 給与所得の入力 画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額
1,800,000 円

② 源泉徴収税額
21,900 円
2段で記載されている場合、下の段の金額
☐ 源泉徴収税額が2段の記載 (内書き)
2段で記載されている場合、上の段の金額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「(配偶者 (特別) 控除の額)のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。
あり なし

キャンセル 入力内容の確認

給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面の対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

この事例では、「支払金額」及び「源泉徴収税額」のほか、「社会保険料等の金額」(220,749 円)、「生命保険料の控除額」(50,000 円) 等を入力しています。

「生命保険料控除」等の所得控除等の入力方法が分からない場合には、「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用ガイド」の**【入力例】**(35 ページ参照) の具体的な入力例を参照してください。

③ 公的年金等の入力 画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。

公的年金等の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。
☒ ① 法203条の3第1号適用分の入力

支払金額
2,772,100 円

源泉徴収税額
56,971 円

☐ ② 法203条の3第2号適用分の入力
☐ ③ 法203条の3第3号適用分の入力
☐ ④ 法203条の3第4号適用分の入力

⑤ 社会保険料の金額
75,600 円

⑥ 支払者
所在地 (全角28文字以内) (ビル名等省略可)
千代田区霞が関1-2-1
名称 (全角28文字以内)
厚生労働省

キャンセル 続けてもう1件入力 入力内容の確認

「公的年金等の源泉徴収票」に記載 (表示) された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認**をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認し、**次へ進む**をクリックすると、①の**収入金額・所得金額の入力**画面に戻ります。

入力内容を確認後、①の**収入金額・所得金額の入力**画面の**入力終了(次へ) >**をクリックしてください。

4 所得控除入力画面、税額控除・その他の項目の入力画面で所得控除額等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の**入力する**、**訂正・内容確認**をクリックして入力等してください。

5 計算結果確認画面で、入力漏れがないか確認します。

収入金額等		
事業	営業等	(ア)
	農業	(イ)
不動産		(ウ)
利子		(エ)
配当		(オ)
給与		(カ) 1,800,000
雑	公的年金等	(キ) 2,772,100
	その他	(ク)
総合課税	短期	(ケ)
	長期	(コ)
一時		(サ)
所得金額		
事業	営業等	(1)
	農業	(2)
不動産		(3)
利子		(4)
配当		(5)
給与	区分	(6) 1,080,000
雑	公的年金等	(7) 1,572,100
	その他	(8)
総合課税・一時	(ケ)+(コ)+(サ)×1/2	(8)
合計		(9) 2,652,100
収入金額・所得金額を修正する		
所得から差し引かれる金額 (所得控除)		
社会保険料控除	(10)	296,349
小規模企業共済等掛金控除	(11)	
生命保険料控除	(12)	50,000
地震保険料控除	(13)	
寡婦・寡夫控除	(14)	
勤労学生・障害者控除	(15)~(16)	
配偶者(特別)控除	区分 (17)~(18)	
扶養控除	(19)	
基礎控除	(20)	380,000
(10)から(20)までの計	(21)	726,349
雑損控除	(22)	
医療費控除	区分 (23)	
寄附金控除	(24)	
合計	(25)	726,349
所得控除を修正する		
分離課税の収入金額・所得金額		
所得の種類	収入金額	所得金額
一般株式等の譲渡所得等	(チ) (タ)	(64)
上場株式等の譲渡所得等	(ツ) 1,000,000	(65) -300,000
上場株式等に係る配当所得等	(テ) 200,000	(66) 0
先物取引に係る雑所得等	(ト)	(67)
退職所得	(ニ)	(68)
収入金額・所得金額を修正する		
< 戻る		
次へ >		

税金の計算 (税額控除等)		
課税される所得金額 ((9)-(25))又は第三表	(26)	
上の(26)に対する税額又は第三表(86)	(27)	96,250
配当控除	(28)	
投資税額等控除	区分 (29)	
(住宅借入金等) (住宅借入金等特別控除)	区分 (30)	
政令等寄附金等特別控除	(31)~(33)	
住宅ローン減税特別控除	区分 (35)~(37)	
住宅特定減価・認定住宅新築等特別税額控除		
差引所得税額 ((27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(35)-(36)-(37))	(38)	96,250
災害減免額	(39)	
再差引所得税額 (基準所得税額) ((38)-(39))	(40)	96,250
復興特別所得税額 ((40)×2.1%)	(41)	2,021
所得税及び復興特別所得税の額 ((40)+(41))	(42)	98,271
外国税額控除	区分 (43)	
源泉徴収税額	(44)	78,871
申告納税額 ((42)-(43)-(44))	(45)	19,400
予定納税額 (第1期分・第2期分)	(46)	
第3期分の税額 ((45)-(46))	納める税金 (47)	19,400
	還付される税金 (48)	
その他		
配偶者の合計所得金額	(49)	
専従者控除額の合計額	(50)	
青色申告特別控除額	(51)	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(52)	56,971
未納付の源泉徴収税額	(53)	
本年分で差し引く繰越損失額	(54)	
平均課税対象金額	(55)	
変動・臨時所得金額	区分 (56)	
税額控除・その他の項目を修正する		
延納の届出		
申告期限までに納付する金額	(57)	
延納届出額 延納額の入力	(58)	

収入金額等の「給与」欄に給与所得の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の**所得から差し引かれる金額**の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて**収入金額・所得金額を修正する**、**所得控除を修正する**、**税額控除・その他の項目を修正する**をクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力方法が分からない場合には、「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用ガイド」の**【入力例】**(35ページ参照)の具体的な入力例を参照してください。

入力内容を確認して**次へ>**をクリックしてください。
クリックすると、**納税額又は還付される金額**(この事例の納税額(所得税及び復興特別所得税)は**19,400円**となります。)が表示されますので、確認後**OK**ボタンをクリックしてください。

6 住民税等入力画面で、住民税の徴収方法などについて入力します。

7 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。**e-Tax**の場合は、申告書等のデータを送信してください。**書面提出**の場合は申告書等を印刷して**郵送等**により税務署に提出してください。

令和元年分 株式等の
譲渡所得等のあらまし

有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、申告分離課税の方法により課税されます。

ここでは、令和元年分の**申告分離課税の方法による株式等の譲渡所得等の概要**を中心に説明しています。4～43ページの記載例等とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 株式譲渡益課税のあらまし	45
II 取得費(取得価額)	49
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	51
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	52
V 特定口座制度	54
VI 国外転出時課税制度の概要	57
VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	57
VIII 上場株式等の配当等の課税関係	62

譲渡所得等の申告に当たっての注意点

- 株式等の譲渡所得等に対しては、**地方税(住民税) もかかります。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません(住民税については、57 ページ「参考事項 2」参照)。
- あなた(株式などをお売りになった方)を控除の対象者として、「**配偶者(特別)控除**」、「**扶養控除**」の適用を受けている方がいる場合には、あなたの一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。
特に、これらの**控除の適用を受けている方が給与所得者の場合は、ご注意ください。**
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、国税庁ホームページのタックスアンサーをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

お知らせ 1

- 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。
また、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

I 株式譲渡益課税のあらまし

1 申告分離課税制度のあらまし

一般株式等（47ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

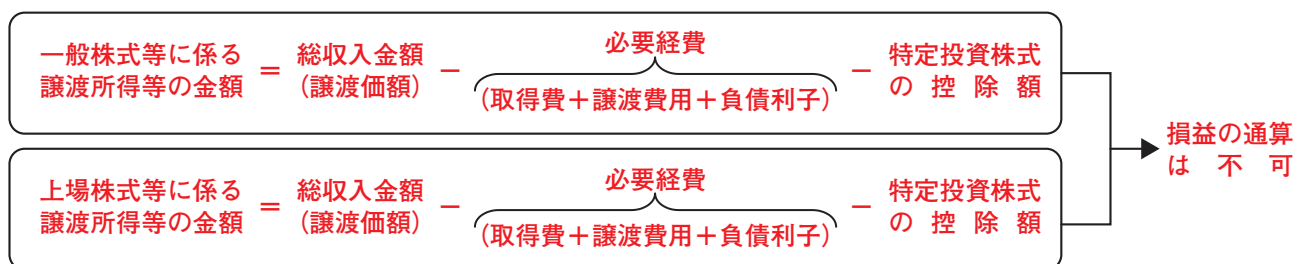
また、上場株式等（46ページ参照）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）については、他の所得の金額と区分して、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の15%に相当する金額の所得税（他に復興特別所得税）が課されます。

営利を目的として継続的に行う株式等（46ページ参照）の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得となり、それ以外の株式等の譲渡による所得は、譲渡所得となります。

なお、次の株式等の譲渡による所得は、**譲渡所得**として差し支えありません。

- (1) 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得
- (2) 一般株式等の譲渡による所得

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、所得の区分ごとに次のように計算します。



総 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	○ 譲渡した株式等の取得に要した金額等 ※ 詳しくは、49ページから50ページをご覧ください。 ○ 相続財産を売却した場合の相続税額の取得費加算の特例 ※ 詳しくは、62ページをご覧ください。
	譲渡に要した 費 用	○ 譲渡のために要した委託手数料 ○ 管理費(事業所得又は雑所得に限ります。) ○ その他の経費
	取得に要した 負 債 の 利 子	○ 譲渡した株式等の取得のための借入金等の利子で、 本年中の所有期間に対応する部分の金額
	特定投資株式 の取得に要した 金額の控除	○ 特定投資株式を払込みにより取得した場合、その 取得に要した金額を一般株式等に係る譲渡所得等の 金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 上控除することができます(58ページ参照)。
	一般株式等に係る 譲渡所得等の金額 又は 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	【上場株式等のみ】 ○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、 その年分の分離課税配当所得等金額と損益通算し、控 除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間の各 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課 税配当所得等金額から控除できます(52ページ参照)。

2 申告分離課税以外の課税方法

株式等の譲渡による所得であっても、その株式等の譲渡が次に掲げる譲渡に該当するときは、それぞれ次に掲げる方法により課税されます。

- (1) 有価証券先物取引（有価証券の受渡しが行われることとなるものに限ります。）の方法による株式等の譲渡

事業所得又は雑所得として総合課税

〔注〕 金融商品先物取引等の決済が差金等決済によるときは、事業所得又は雑所得として分離課税

- (2) 土地等の譲渡に類する株式等の譲渡で、土地等の短期譲渡所得として分離課税の対象とされるもの
土地等の短期譲渡所得として分離課税

- (3) ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分の譲渡

原則、譲渡所得として総合課税

- (4) 源泉徴収口座（54ページ参照）での上場株式等の譲渡

源泉徴収のみで課税関係が終了（申告分離課税により確定申告をすることもできます。）

3 株式等の範囲

- (1) 「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）をいいます。

- ① 株式（投資口を含みます。）、株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含みます。）及び新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含み、③に掲げるものを除きます。）
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（優先出資者となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含みます。）及び資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（優先出資社員となる権利及び同法に規定する引受権を含みます。）
- ④ 投資信託の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 社債的受益権
- ⑦ 公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等並びに農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収された割引債を除きます。）

- (2) 「上場株式等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等
※ 上場されている株式等には、いわゆる ETF、J-REIT、ベンチャーファンド及びカントリーファンドを含みます。
- ② 店頭売買登録銘柄として登録されている株式（出資及び投資口を含みます。）
- ③ 店頭転換社債型新株予約権付社債
- ④ 店頭管理銘柄株式（出資及び投資口を含みます。）
- ⑤ 日本銀行出資証券
- ⑥ 外国金融商品市場において売買されている株式等
- ⑦ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の受益権
- ⑧ 特定投資法人の投資口
- ⑨ 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の受益権
- ⑩ 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。）の社債的受益権
- ⑪ 国債及び地方債

- ⑫ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- ⑬ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資法人債、短期投資法人債、特定社債及び特定短期社債を除きます。）
- ⑭ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの
- ⑮ 社債のうち、その発行の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- ⑯ 金融商品取引所（これに類するもので、外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）においてその金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他その公社債及びその発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいいます。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、その公社債がその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑰ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - a 有価証券の売出し（その売付け勧誘等が一定の場合に該当するものに限ります。）に応じて取得した公社債（bにおいて「売出し公社債」といいます。）で、その取得の時から引き続きその有価証券の売出しをした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているもの
 - b 売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除きます。）で、その取得の日前9月以内（外国法人にあっては、12月以内）に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得の時から引き続きその売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限ります。）
- ⑱ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑲ 銀行業若しくは第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠してその国において銀行業若しくは金融商品取引業を行う法人（以下「銀行等」といいます。）又はその銀行等の関連会社として一定の者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でない社債として一定のものを除きます。）
- ⑳ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（その発行の時に同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）

(3) 「一般株式等」とは、上場株式等以外の株式等をいいます。

4 株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税の範囲（主なもの）

- (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 法人の株主等がその法人の合併（合併法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかった場合など一定の場合を除きます。）等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等の額とみなされる部分の金額を除きます。）
 - ② 公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含みます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（**特定公社債（上記3(2)の①、③、⑥又は⑪から⑳までに掲げる公社債をいいます。）**以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で、その償還の日において同族会社からその株主などが交付を受けるものの価額を除きます。）の合計額
 - ③ 分離利子公社債に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
 - ④ 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、その投資信託等について信託されている金額に達するまでの金額
- (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額には、上場株式等につき交付を受ける次に掲げる金額も含まれます。
 - ① 上記(1)の①から③までに掲げる金額
 - ② 投資信託等の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類

区 分		特 例						申告の際に必要な書類						
		エンジェル控除(※2)の特例	上場株式等の 損益通算及び繰越控除			特定投資株式の 損益の計算及び繰越控除			申告書B第二・三表、第三表	申告書付表(※3)	計算明細書			
			前年からの繰越損失の金額	分離課税配当所得等金額との損益通算	翌年への繰越損失の金額	前年からの繰越損失の金額	上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益の計算	翌年への繰越損失の金額			計算明細書(※4)	エンジェル控除の明細書(※5)	株式の異動明細書(※6)	
株式(特定投資株式(※1)以外)	譲渡益	なし	なし					○	—	③	—	—		
			あり					○	①	③	—	—		
		あり	なし					○	—	③	○	—		
			あり					○	①	③	○	—		
	譲渡損							なし	なし	(申 告 不 要)				
								あり		○	①	③	—	—
									あり	○	①	③	—	—
特定投資株式(エンジェル株式)	譲渡益	なし				なし		○	—	④	—	○		
						あり		○	②	④	—	○		
		あり				なし		○	—	④	○	○		
						あり		○	②	④	○	○		
	譲渡損						あり	○	②	④	—	○		
								あり	○	②	④	—	○	
譲渡事実はないが、翌年以後に繰越控除の特例を受けようとする場合								○	①又は②	—	—	—		

(注1) 同一年中に特定投資株式以外の株式と特定投資株式の両方を譲渡した場合には、特定投資株式における書類を使用します。

(注2) 上記以外の場合については、税務署にお尋ねください。

※1 60ページの「参考事項3」を参照してください。

※2 58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)をいいます。

※3 表中の①は、「確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」を表します。また②は、「確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」を表します。

※4 表中の③は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を表します。また④は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」を表します。

※5 「エンジェル控除の明細書」とは、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」をいいます。この明細書は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3(1)の特例を受ける場合に必要になります。

※6 「株式の異動明細書」は、58ページの「Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例」3のいわゆるエンジェル税制の特例を受ける場合に必要となります。

Ⅱ 取得費（取得価額）

1 株式等の取得費（取得価額）【原則】

株式等の取得費は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	金銭の払込みにより取得した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その払い込んだ金銭の額（その金銭の払込みによる取得のために要した費用の額を加算した金額）
ロ	特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式	その譲渡についての制限が解除された日における価額
ハ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（特定権利行使株式を除きます。）	
	① 平成13年法律第79号による改正前の商法に規定する株式譲渡請求権	その権利の行使の日における価額
	② 平成13年法律第128号による改正前の商法に規定する新株の引受権	
	③ 改正前の商法に規定する新株予約権	
	④ 会社法第238条第2項の決議等に基づき交付された新株予約権（新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件、金額であるとされるもの又は役務の提供による対価であるとされるものに限りません。）	
	⑤ 株式と引換えに払い込むべき金額が有利な場合におけるその株式を取得する権利（①から④に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込み又は給付の期日における価額
ニ	発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式又は新株予約権	零
ホ	購入した株式等（ハに該当するものを除きます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ヘ	イからホ以外の方法により取得した株式等	その取得の時ににおけるその株式等の取得のために通常要する価額

2 株式等の取得費（取得価額）【その他】

- (1) 相続（限定承認に係るものを除きます。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。）又は贈与により取得した株式等の取得費（取得価額）は、被相続人又は贈与者の取得費（取得価額）を引き継ぎます。

なお、相続や贈与などの際に相続人や受贈者が支払った名義書換手数料などの金額も取得費（取得価額）に含まれます（下記(6)を適用する場合を除きます。）。

- (2) 株主割当てにより旧株に対して割り当てられた新株を取得した場合（金銭の払込みを要する場合に限ります。）において、その株主割当て後の旧株と新株の1株当たりの取得費（取得価額）は、次の算式で計算します。

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{旧株1株の従前} \\ \text{の取得費等} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{新株1株当た} \\ \text{りの払込金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{旧株1株当た} \\ \text{りの新株数} \end{array} \right)}{\text{旧株1株当たりの新株数} + 1} = \left(\begin{array}{c} \text{株主割当て後の旧株} \\ \text{及び新株の取得費等} \end{array} \right)$$

- (3) 信用取引又は発行日取引の方法による株式の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その株式の買付けに要した金額です。

- (4) **昭和27年12月31日以前に取得した株式等**について譲渡所得の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。
- (5) **特定権利行使株式(58ページの2(1) 及び60ページ「参考事項3」参照)**について、譲渡所得等の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、払込価額(権利行使価額)となります。
- (6) 株式等の取得費(取得価額)の金額が、その譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、その5%相当額を取得費(取得価額)の金額とすることができます。

3 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時(その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時)から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時(又は直前の譲渡の時)において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について**総平均法に準ずる方法**によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

総平均法に準ずる方法の計算については、次の設例をご覧ください。

設 例

次の例を基に、令和元年10月3日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

(取引年月日等)	(株数)	(単価)	(入金)	(出金)
①平成29年11月10日 取得	3,000株	156円		468,000円
②平成30年1月9日 譲渡	2,000株	180円	360,000円	
③平成30年2月9日 取得	4,000株	170円		680,000円
④令和元年10月3日 譲渡	3,000株	150円	450,000円	

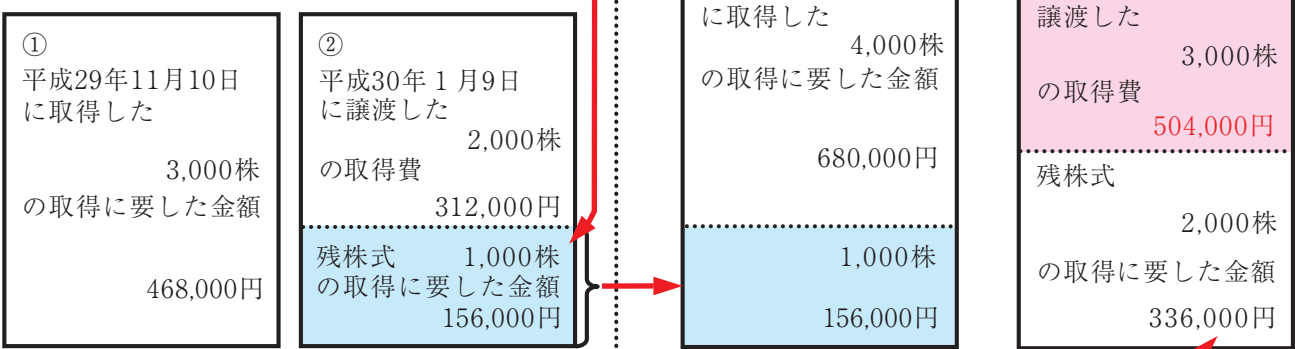
イ まず、平成30年1月9日の譲渡後(直前の譲渡後)の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

$$\frac{468,000円}{3,000株} \times 1,000株 = \underline{156,000円}$$

ロ 次に、令和元年10月3日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

$$\frac{\left[\frac{156,000円}{1,000株} \right] + \left[\frac{680,000円}{4,000株} \right]}{1,000株 + 4,000株} = \underline{168円} \quad \text{【1円未満切り上げ】}$$

$$168円 \times 3,000株 = \underline{504,000円}$$



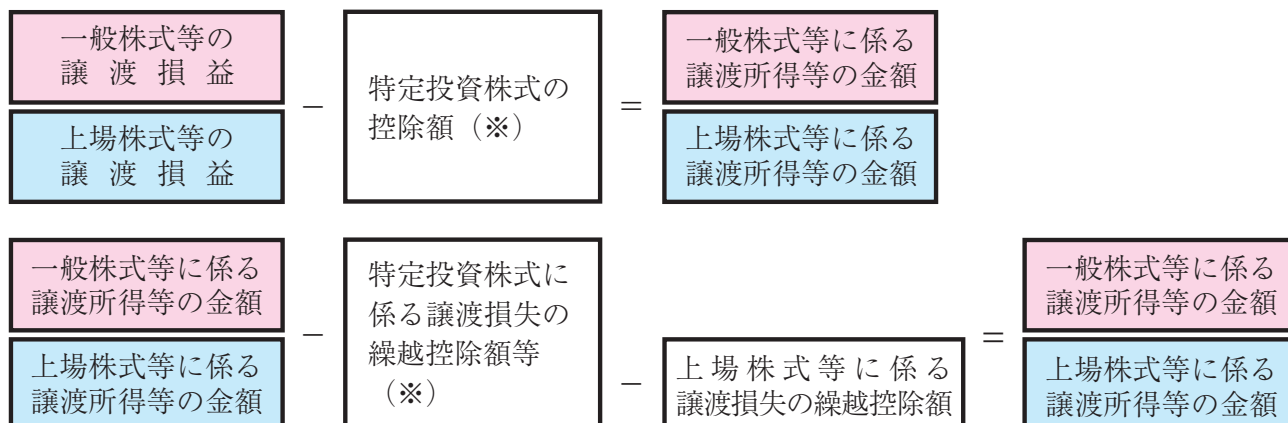
$$168円 \times 2,000株 = \underline{336,000円}$$

(注) 売買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。

Ⅲ 譲渡所得等の金額及び税額の計算

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算

一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、次のように計算します。



※ 控除額及び繰越控除額は、一般株式等、上場株式等の順に控除します。

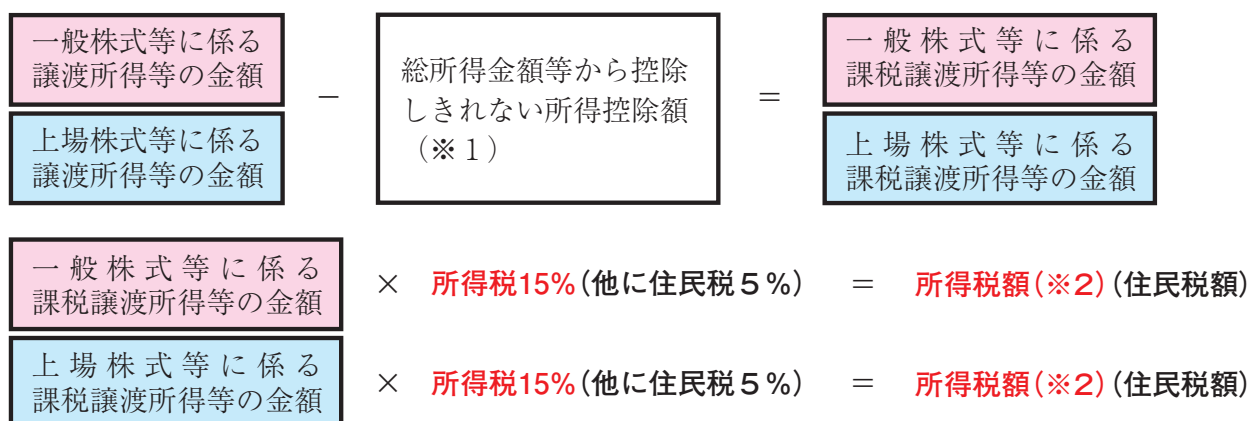
〔注〕 **一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、他の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除できますが、原則として**一般株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から、**上場株式等に係る譲渡所得等の赤字の金額**は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から控除することはできません。

また、その控除をしてもなお控除しきれない**赤字の金額**は、給与所得など**他の各種所得（分離課税配当所得等を除きます。）の黒字の金額から差し引くことはできません。**

逆に、不動産所得など**他の各種所得に赤字の金額がある場合**においても、その各種所得の**赤字の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額から差し引くことはできません。**

参考
1

2 税額の計算



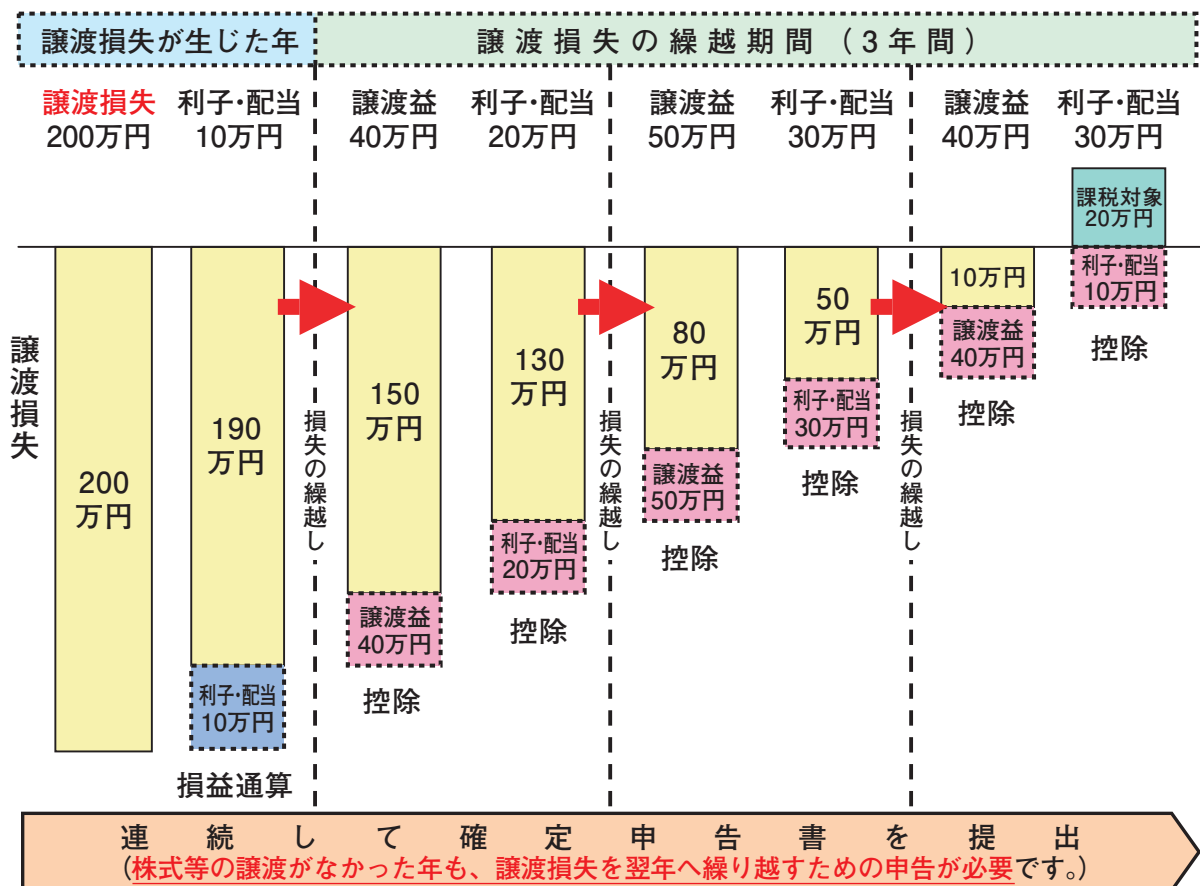
※1 **総所得金額等から控除しきれない雑損控除、医療費控除、配偶者控除、基礎控除などの所得控除の金額**がある場合には、その控除しきれない金額を**一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除**します。

所得控除の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から順次控除します（ただし、これと異なる順序で控除しても差し支えありません。）。

※2 所得税のほかに、復興特別所得税が課されます。

Ⅳ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

1 概要



2 内容

平成28年分以後の各年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡（下記(1)参照）したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（下記(2)参照）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

（注1） 繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

（注2） 上場株式等の譲渡であっても、いわゆる相対取引など（具体的には、次の(1)の①から⑪以外の方法による上場株式等の譲渡）により生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

（注3） 非課税口座（NISA・つみたてNISA）及び未成年者口座（ジュニアNISA）内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失については、損益通算及び繰越控除はできません。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡の範囲

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の対象となる譲渡（金融商品取引業者等を通じた譲渡）は、次の方法による上場株式等の譲渡をいいます。

- ① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関への売委託により行う譲渡
- ② 金融商品取引業者に対する譲渡
- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する譲渡で一定のもの
- ④ 法人の合併などによりみなし譲渡課税の対象となるもの（47ページの4(2)参照）
- ⑤ 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による株式交換完全親法人又は株式

移転完全親法人に対する譲渡

- ⑥ 上場株式等を発行した法人に対して会社法の規定に基づいて行う単元未満株式の譲渡
- ⑦ 新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債の発行法人に対する譲渡で一定のもの及び取得条項付新投資口予約権の発行法人に対する譲渡
- ⑧ 上場株式等を発行した法人に対して改正前の商法の規定に基づいて行う端株の譲渡
- ⑨ 上場株式等を発行した法人が行う会社法第234条第1項の規定等による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売その他一定の譲渡
- ⑩ 信託会社（信託業務を営む金融機関を含みます。）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの
- ⑪ 国外輸出時課税制度（57ページ参照）により譲渡があったものとみなされるもの

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額の損益通算の方法

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除します。

なお、上場株式等に係る配当所得等の金額とは、上場株式等の配当等^(注)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額（上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、）の合計額をいいます。

注 「上場株式等の配当等」とは、特定公社債（47ページの4(1)の②参照）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいい、大口株主等^(※)が支払を受けるものを除きます。

※ 「大口株主等」とは、その株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額の繰越控除の方法

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年以前3年以内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除します。

② 前年以前3年以内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除する場合において、その年分の「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「上場株式等に係る配当所得等の金額」があるときは、まずその「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」から控除し、なお控除しきれない譲渡損失の金額をその「上場株式等に係る配当所得等の金額」から控除します。

※ 「上場株式等に係る配当所得等の金額」については、上記(2)の適用がある場合は、これを適用した後の金額になります。

(4) 所得税の扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかなどを判定する際の「合計所得金額」は、配当所得等との**損益通算の適用後の金額**であり**繰越控除の適用前の金額**となります。

3 手続

それぞれの特例の適用を受けるためには、次の手続が必要になります。源泉徴収口座（54ページ参照）の譲渡損失の金額を申告する場合も同じです。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算

① この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載します（【事例4】28ページの**特例適用条文**を参照）。

② 上記①の年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。なお、控除しきれない譲渡損失の金額があり、翌年以後にその譲渡損失の金額を繰り越す場合には、次の(2)の手続が必要になります。

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税及び復興特別所得税につき、その**上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書**（※）の添付がある確定申告書を提出します。

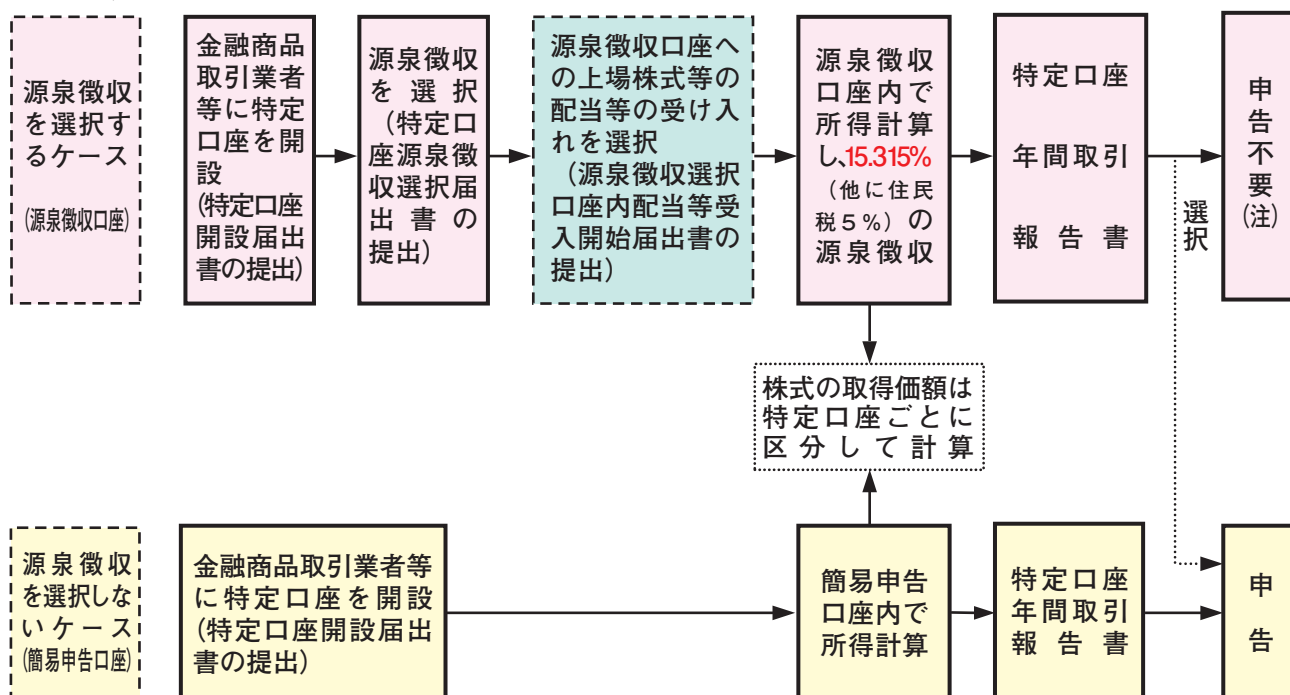
② 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年において**連続**して確定申告書を提出します（上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の後の年に株式等の譲渡がない場合でも、その年の翌年以後にこの上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付する必要があります（48ページ参照）。）。

③ この繰越控除の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書（※）を添付します。

※ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」

V 特定口座制度

1 概要図



〔注〕 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を、その源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺する場合、又は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける場合などには、確定申告が必要です。

2 内容

(1) 特定口座制度の概要

金融商品取引業者等に特定口座を開設して取引をした場合においてその特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその特定口座に保管の委託がされている上場株式等を譲渡した場合には、それぞれの**特定口座ごとに**、その特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等の譲渡所得等の金額とを**区分して計算**します。

また、その特定口座内の譲渡所得等の金額の計算は金融商品取引業者等が行い、年間の取引の合計を記載した「特定口座年間取引報告書」が、取引を行った年の翌年1月31日までに金融商品取引業者等から交付されます。

(2) 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）【申告不要制度】

「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出がされた特定口座（**源泉徴収口座**）においては、上場株式等の譲渡の都度、年初からの純利益を計算し、その年における前回の譲渡までの純利益の額を超える部分の金額（源泉徴収選択口座内調整所得金額）が生じた場合には、その譲渡の対価の支払をする際に、その源泉徴収選択口座内調整所得金額に**所得税及び復興特別所得税15.315%**（他

に住民税 5 %) の税率を乗じて計算した金額が金融商品取引業者等により源泉徴収^注され、納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。また、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができ、上場株式等の配当等を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額をもとに金融商品取引業者等により源泉徴収され納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。これらの場合、「配偶者控除」、「扶養控除」などを判定する際の「合計所得金額」は、源泉徴収口座の所得を含めずに判定します。

ただし、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額が赤字となった場合（上場株式等の配当等を受け入れている場合においてその上場株式等の配当等との通算後）で、その赤字を当該源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の黒字の金額と相殺するとき、又は「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けるときなどには、確定申告をする必要があります。これらの場合には、下記の【注意】をご確認ください。

（注）年初からの譲渡の純利益を計算した結果、その年における前回の譲渡までの純利益の額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない金額に所得税及び復興特別所得税15.315 %（他に住民税 5 %）を乗じて計算した金額に相当する所得税及び復興特別所得税が金融商品取引業者等から還付されます。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等の額の総額との損益通算は、年末時点で譲渡損益が確定した後に行われます。

3 手続

- （1）源泉徴収を選択する場合には、その年の最初の譲渡の時までに、金融商品取引業者等に対して、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出する必要があります。また、その選択は年単位となりますので、年の途中で源泉徴収を行わないように変更することはできません。
- （2）源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れる場合には、その口座に受入れをしようとする上場株式等の配当等の支払の確定する日までに、金融商品取引業者等に対して、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。また、その受入れは「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するまで継続されます。
- （3）確定申告書を提出する場合において、「特定口座における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「その特定口座以外における上場株式等に係る譲渡所得等の金額」との合計は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」により行います。
- （4）平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、特定口座年間取引報告書の添付が不要となりました。ただし、その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

（注）特定口座年間取引報告書を添付しない場合でも、税務署等で確定申告書等を作成するときは、特定口座年間取引報告書が必要ですので、忘れずにお持ちください。

【注意】

源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額の申告に当たっては、次の点に注意してください。

- 1 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又はその源泉徴収口座の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 2 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。

《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法

特定口座年間取引報告書

課税に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額 (所得税)	株式等譲渡所得割額 (住民税)	外国所得税の額
譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	②	取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③
上場区分				
特定信用分				
合計				

配当等の額及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
種別	配当等の額				
④株式、出資又は基金					
特定株式投資信託					
⑤投資信託又は特定受益証券発 行信託 (④及び⑥以外)					
⑦オープン型証券投資信託					
⑧外国株式又は外国投資信託等					
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)					
⑩公社債					
⑪社債的受益権					
⑫投資信託又は特定受益証券発 行信託 (⑩及び⑪以外)					
⑬オープン型証券投資信託					
⑭外国公社債等又は外国投資信 託等					
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
⑯譲渡損失の金額					
⑰差引金額 (⑮+⑯-⑰)					
⑱納付税額					
⑲還付税額 (⑱+⑲-⑲)					
所在地					
金融商品取引業者等	名称				
	(印)				
	法人番号				

計算明細書 2面 (上部)

譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
円	円	円	円

申告書第一表 (右下)

配当者の合計所得金額	④9
専従者給与 控除額の合計額	⑤0
青色申告特別控除額	⑤1
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	⑤2
未納付の源泉徴収税額	⑤3
本年分で差し引き繰越損失額	⑤4

申告書第二表 (下部)

円	平成	令和
配当割額 控除額		
株式等譲渡所 得割額控除額		

申告書第三表 (右部)

上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額	④9

申告書第二表 (左上)

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
株式等の譲渡	〇〇証券〇〇支店		
利子・配当	株式等の利子・配当 〇〇証券〇〇支店		

申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください。(27ページ参照)。
なお、特定口座内の利子等又は配当等については、「利子・配当」と記載し、配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「配当」の文字を「○」で囲みます。

特定口座年間取引報告書の「⑱納付税額」欄の「源泉徴収税額 (所得税)」の金額を転記します。
なお、「⑲還付税額」欄の金額を転記しないようご注意ください。

記入がない場合、住民税の特別徴収税額の控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。

参考事項 1

【申告書第三表 (分離課税用) の「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄】について

令和元年分以降用から、申告書第三表 (分離課税用) に「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」欄 (④9上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額) が設けられました。この欄には、申告することを選択した特定口座 (源泉徴収口座) の上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額など、次の①から③までに掲げる源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額を記入します。

① 源泉徴収選択口座内調整所得金額について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

具体的には、特定口座年間取引報告書の (譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等) の「源泉徴収税額 (所得税)」欄の金額となります。

② 未成年者口座及び課税未成年者口座について契約不履行等事由が生じた場合に源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

具体的には、未成年者口座年間取引報告書 (課税対象所得等の状況) の課税対象となる譲渡所得等に関する事項の「源泉徴収税額」欄の金額となります。

③ 割引債の償還金 (61ページ「参考事項5」参照) について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税

具体的には、特定割引債の償還金の支払通知書等に記載される所得税及び復興特別所得税の金額となります。

なお、申告書B第一表、第二表の源泉徴収税額を記入する各欄にも、従前どおり記入します。

【配当割額控除額】 【株式等譲渡所得割額控除額】 等について

個人住民税において、令和元年（平成31年）中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収された特定配当等の額について、上場株式等の配当所得等として申告し、総合課税又は申告分離課税を選択する場合及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額について、上場株式等の譲渡所得等として申告し、申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります^{（注）}（特定配当等の額及び特定株式譲渡等譲渡所得金額については、確定申告又は個人住民税の申告をせずに、特別徴収で済ませることもできます。）。確定申告書又は個人住民税の申告書を提出すると、個人住民税において、特別徴収された配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けることができます。確定申告書を提出する場合には、**申告書第二表**の「配当割額控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額控除額」欄を記入してください（56ページ）**《参考》源泉徴収口座を申告する場合の転記方法**を参照）。

なお、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する場合、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額に影響を及ぼす場合がありますので、ご注意ください。

また、個人住民税において、上場株式等の譲渡所得等について申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、その適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

（注） 特定配当等の額又は特定株式等譲渡所得金額に係る個人住民税の課税方式について、所得税及び復興特別所得税と異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達までに、別途、個人住民税の申告が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Ⅵ 国外転出時課税制度の概要

平成27年7月1日以後に**国外転出**（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。）をする一定の居住者^{（注1）}が**1億円以上**の対象資産^{（注2）}を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）が課されます。

国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。また、一定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。**いずれの減額措置等も国外転出の時までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出**するなどの手続が**必須**となりますので、ご注意ください。

また、平成27年7月1日以後に**1億円以上**の対象資産を所有等している一定の居住者^{（注3）}から、**国外に居住する親族等（非居住者）へ、贈与、相続又は遺贈**によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合には、移転があったその対象資産の含み益に所得税が課されます。

（注1） 原則として国外転出をする日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している者をいいます。

（注2） 対象資産とは、有価証券等、未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引をいいます。

（注3） 原則として贈与の日又は相続開始の日前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有している贈与者又は被相続人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

Ⅶ 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例

以下の株式等に係る譲渡所得等の特例の詳細については、税務署にお尋ねください。《措法：租税特別措置法、所法：所得税法》

1 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37条の11の2）

特定口座内保管上場株式等であったもの（内国法人の株式又は公社債に限ります。）が、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理株式等として特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている場合には、株式又は公社債を発行した内国法人に清算終了等の事実が発生した時にその特定管理株式等の譲渡があったものとみなし、その取得価額を上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

また、「特定口座内公社債」で、一定の要件を満たすものについても、本特例の適用を受けることができます。

なお、その譲渡損失の金額については、確定申告により、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の特例（52ページ参照）の適用を受けることができます。

2 特定権利行使株式に係る各種特例（いわゆるストック・オプション税制）

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税（措法29条の2①）

いわゆる税制適格ストック・オプションを行使して株式（特定権利行使株式（50ページの(5)及び60ページ「参考事項3」参照））を取得した場合の経済的利益は非課税とされています。ただし、その特定権利行使株式を譲渡した場合、その譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

(2) 特定権利行使株式に係る保管の委託等の解約等があった場合のみなし譲渡課税（措法29条の2④）

特定権利行使株式の保管の委託等の解約等により、その全部又は一部の返還又は移転があった場合、その時点で、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算をします。

(3) 特定従事者が国外転出をする場合のみなし譲渡課税（措法29条の2⑤）

特定従事者が国外転出をする場合、その国外転出の時に有する一定の特定権利行使株式については、その時点で、権利行使時価額による譲渡があったものとみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算をします。

3 特定投資株式に係る各種特例（いわゆるエンジェル税制）

(1) 特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）

特定投資株式を払込みにより取得をした場合（特定権利行使株式の取得を除きます。）には、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、その計算上その年中に払込みにより取得した**特定投資株式**（その年の12月31日に有するものに限り、以下「**控除対象特定株式**」といいます。）の**取得に要した金額の合計額**（この特例の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とします。）が**控除**されます。

なお、特例適用年の翌年以後の控除対象特定株式と同一銘柄株式1株当たりの取得費は、その同一銘柄株式の特例適用年の12月31日における1株当たりの取得費から特例の適用を受けた金額を12月31日において有するその同一銘柄株式の数で除した金額を控除した金額に調整します（59ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

(2) 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（措法37条の13の2①）

払込みにより取得をした特定投資株式が、上場等の日の前日までの期間内に、清算終了等の事実により株式としての価値を失ったときは、その損失はその株式を譲渡したことによる損失とみなして、一般株式等に係る譲渡所得等の金額を計算します。

(3) 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（措法37条の13の2④）

払込みにより取得をした特定投資株式を上場等の日の前日までの期間内に譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（上記(2)の損失も含みます。）のうち、譲渡した年の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、その年の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できます。

(4) 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（措法37条の13の2⑦）

上記(3)の特例を適用しても、なお控除しきれない譲渡損失の金額は、その年の翌年以後3年間に

わたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できます。

なお、同一年中に「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」のほかに「上場株式等に係る譲渡損失の金額」が生じた場合において、上場株式等の譲渡益からは①「特定投資株式に係る譲渡損失の金額」、②「上場株式等に係る譲渡損失の金額」の順で控除します。

(5) 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年法律第23号による改正前の措法37条の13の3）

平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの間に払込みにより取得をした特定投資株式については、その特定投資株式を譲渡した場合に、一定の要件に該当するときはその一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、その2分の1に相当する金額となります。

上記(1)から(5)の特例の適用を受ける場合には、その特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に、特例の適用を受けようとする旨の記載をし（上記(4)を除きます。）、かつ、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」などの書類を添付する必要があります。添付する書類については、48ページの「5 株式等に係る譲渡所得等における各種特例の適用に当たって使用する申告書等の種類」を参照してください。

【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算

ここでは、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページの3(1)参照）の適用を受けて取得した株式の取得費の調整計算を説明します。

この特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合、その取得費の計算は通常の方法（総平均法に準ずる方法）により計算した金額から調整計算をする必要があります。計算例は次のとおりです。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）（60ページの「参考事項4」参照）の適用を受けて取得した株式についても下記の【計算例】と同様の調整計算が必要となります。この場合、下記の【計算例】の①欄は、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の⑩欄又は⑮欄の金額になります。

【計算例】

① 特例の適用を受けた金額	6,000,000 円
② 令和元年12月31日において有する同一銘柄株式の株数	3 株
③ この特例を適用しないものとした場合の、令和元年12月31日の取得費の金額（単価）	3,500,000 円
④ 取得費の調整の際に控除する金額（①／②）	2,000,000 円
⑤ 調整後の取得費の金額（単価）（③－④）	1,500,000 円

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑩欄の「一般株式等」及び「上場株式等」の合計額を記載します。

特例の適用をしないで総平均法に準ずる方法により計算した、令和元年12月31日現在の取得費の金額を記載します。

令和2年以後にこの銘柄の株式を譲渡する場合の取得費の金額となります。

参 考 事 項 3

【特定権利行使株式（いわゆるストック・オプション税制の適用を受けて取得した株式）】

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例（措法29条の2）の適用を受けて取得した株式をいいます。

【特定投資株式】

特定投資株式とは次のものをいいます。

イ 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式

ロ 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの

ハ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社（平成26年4月1日から令和3年3月31日までに同法の指定を受けたものに限り。）により発行される株式

ニ 内国法人のうち、認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式（いわゆるグリーンシート銘柄の一部）を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当する一定のものにより発行される株式で、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限り。）を通じて取得されるもの

※ 上記ニについては、平成31年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

ホ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法の確認を受けたものに限り。）で、一定の要件を満たすものにより発行される株式で、その確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの

※ 上記ホについては、平成28年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

ヘ 内国法人のうち、地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社であって、中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式

※ 上記ヘについては、平成22年3月31日までに払込みにより取得をした株式が対象となります。

参 考 事 項 4

【特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41条の19）】

中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限り。）などにより発行される株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）について、寄附金控除の規定を適用することができます。

注1 本特例の規定の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年に払込みにより取得をしたものについては、特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例（措法37条の13）（58ページ参照）の規定は適用されません。

注2 特定新規中小企業者に該当する株式会社などに出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除されます（59ページの「【参考】エンジェル税制の適用を受けた株式の取得費の調整計算」をご覧ください。）。

参考事項 5

【割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（措法41条の12の2）】

平成28年1月1日以後に支払を受ける割引債（償還差益について発行時に源泉徴収されたものや特定口座に受け入れられているものなどを除きます。）の償還金については、その償還金に係る差益金額に対して、償還時に、所得税及び復興特別所得税15.315%（他に住民税5%）が源泉徴収され、株式等に係る譲渡所得等のみなし譲渡課税（47ページの4参照）の対象とされます。

申告にあたって、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を申告書第一表から第三表の該当する欄に、特別徴収された住民税の額を申告書第二表の「配当割額控除額」欄に記載します。

なお、平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、**特定割引債（割引債のうち上場株式等に該当するものをいいます。）の償還にあたり交付される「特定割引債の償還金の支払通知書」の添付が不要となりました。**ただし、税務署等で確定申告書等を作成する場合には、支払通知書が必要です。忘れずにお持ちください。

4 株式交換等に係る課税の特例（所法57条の4）

- (1) 居住者が、その有する株式（旧株）につき、その旧株を発行した法人の行った、①株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人又は株式交換完全親法人との間に一定の関係がある法人のうちいずれかの法人の株式又は出資以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式交換完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式又は出資の交付を受けた場合、②特定無対価株式交換（その法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は出資その他の資産が交付されなかった株式交換で、その法人の株主に対する株式交換完全親法人の株式又は出資の交付が省略されたと認められる一定の株式交換をいいます。）によりその旧株を有しないこととなった場合又は③株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産が交付されなかったものに限ります。）によりその株式移転完全親法人に対しその旧株の譲渡をし、かつ、その株式移転完全親法人の株式の交付を受けた場合には、その旧株の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その旧株の取得価額は引き継がれます。）。
- (2) 居住者が、次の①から⑥までに掲げる有価証券をそれぞれ①から⑥までに掲げる事由により譲渡をし、かつ、その事由により取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合など一定の場合には、これらの有価証券の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、これらの有価証券の取得価額は引き継がれます。）。
 - ① 取得請求権付株式 請求権の行使
 - ② 取得条項付株式 取得事由の発生
 - ③ 全部取得条項付種類株式 取得決議
 - ④ 新株予約権付社債についての社債 新株予約権の行使
 - ⑤ 取得条項付新株予約権 取得事由の発生
 - ⑥ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債 取得事由の発生

5 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の3）

個人が、平成30年7月9日から令和3年3月31日までの間に産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた法人（以下「認定特別事業再編事業者」といいます。）の行ったその特別事業再編計画に係る特別事業再編によりその有する他の法人の株式等を譲渡し、その認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合は、その他の法人の株式等の譲渡はなかったものとみなされます（この場合、その他の法人の株式等の取得価額は引き継がれます。）。

6 保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対する求償権の行使ができなくなった場合の特例（所法64条②）

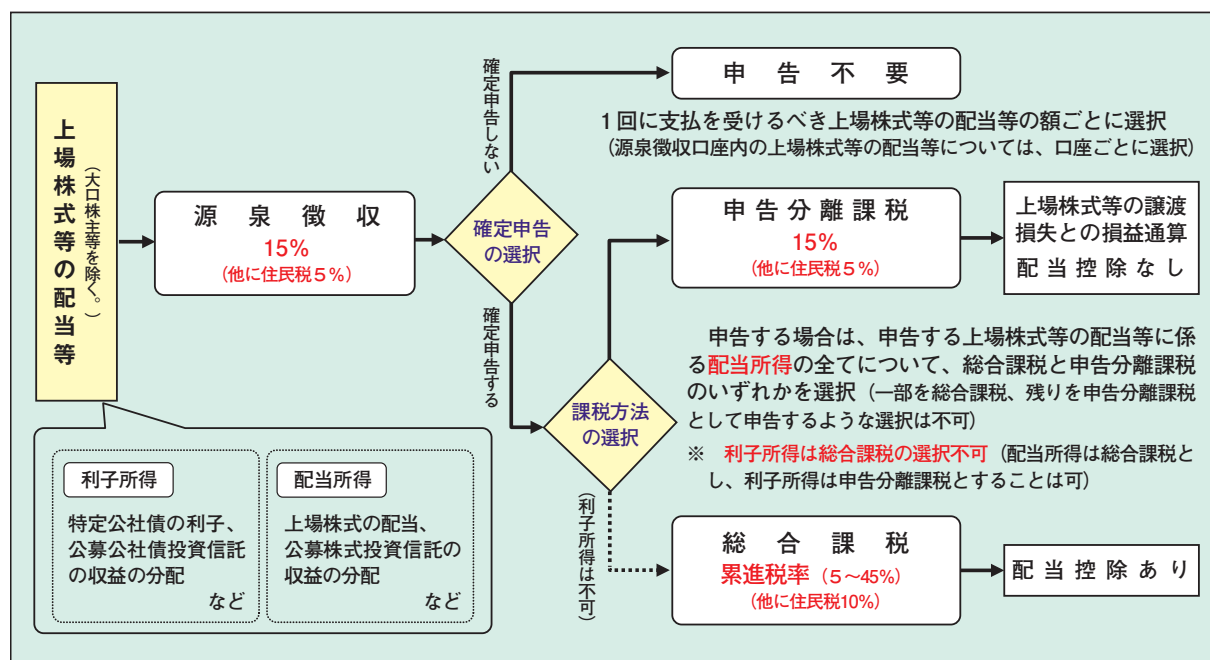
保証債務を履行するために株式等を譲渡した場合で、主たる債務者に対し求償権の行使ができなくなった場合には、求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の金額は、一般株式等に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

7 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例（措法39条）

相続又は遺贈により取得した株式等を、相続の開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合には、その相続税額のうち譲渡した株式等に対応する金額を、譲渡した一般株式等の譲渡所得の金額又は上場株式等の譲渡所得の金額の計算上取得費に加算します。

VIII 上場株式等の配当等の課税関係

上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の申告等については、①申告不要とする方法、②申告分離課税により申告する方法、③「上場株式等の配当等に係る配当所得」^(注1)については総合課税とし、「それ以外のもの（利子所得）」については申告分離課税により申告する方法に大別され、これを図にすると次のとおりとなります。また、55ページ【注意】も併せてご確認ください。



- (注1) 上場株式等の配当等のうち、特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が一定の公募により行われたものに限り。）の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は総合課税を選択することはできません。
- (注2) 「特定口座年間取引報告書」の「特定上場株式等の配当等」の⑨欄の金額は「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できますが、「上記以外のもの」の⑮欄の金額は「総合課税」の選択はできません。
- (注3) 所得税のほか、復興特別所得税が課されます。

お知らせ 2

株式等を売却された方の確定申告書や計算明細書などは、国税庁ホームページで作成できます！！

ご自宅などのパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に従って収入金額などの必要事項を入力することにより、株式等の譲渡所得等に係る申告書などを作成することができます。

作成した申告書などは、マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

【参考 2】

給与所得金額の計算表など

※ 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合は、収入金額などを入力することで給与所得の金額や税額などが自動計算されます（詳しくは、35 ページから 43 ページをご覧ください。）。

1 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額

(申告書B 第一表の㉑欄の金額)

円

A

A の金額	給 与 所 得 の 金 額	
～650,999円	0 円	
651,000円 ～1,618,999円	A - 650,000 円	
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000 円	
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000 円	
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000 円	
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000 円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4 の金額 (※ 千円未満の端数は切捨て)	B × 2.4
1,800,000円 ～3,599,999円	B	B × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～6,599,999円	B	B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円～	A - 2,200,000円	

○ ここで計算した給与所得の金額は、申告書 B 第一表の所得金額「⑥給与」欄へ転記します。

2 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公 的 年 金 等 の
雑所得の収入金額

(申告書B 第一表の㉒欄の金額)

円

C

年齢区分	C の金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和30年1月2日以後に生まれた方	～700,000円	0 円
	700,001円 ～1,299,999円	C - 700,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円
昭和30年1月1日以前に生まれた方	～1,200,000円	0 円
	1,200,001円 ～3,299,999円	C - 1,200,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	C × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	C × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	C × 0.95 - 1,555,000円

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書 B 第一表の所得金額「⑦雑」欄へ転記します。
なお、その他の雑所得がある場合は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の10ページをご覧ください。

3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額

(申告書第三表の㉔欄の金額)

円

D

D の金額	E(所得税の税率)	F(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05(5%)	0円	(D × E - F)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1(10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2(20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23(23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33(33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4(40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45(45%)	4,796,000円	

(注) 申告書第三表の税金の計算「㉔課税される所得金額」欄の書き方は、10 ページ、16 ページ、23 ページ、29 ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の37ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、令和元年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和元年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和2年3月16日(月)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者（非永住者を除きます。）の方で、令和元年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和2年3月16日(月)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項（その国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。